

厚生労働科学研究費補助金
循環器疾患・糖尿病等生活習慣対策総合研究事業

改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価、及び
課題解決に資する研究

令和7（2025）年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 大和 浩

令和8（2026）年 3月

目 次

I. 総括研究報告	
改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価、及び 課題解決に資する研究 -----	1
大和 浩	
II. 分担研究報告	
1. 喫煙専用室や屋外喫煙所に関する技術面の課題解決の方策を収集し、 好事例を全国に展開	
・加熱式タバコ専用喫煙室における室内汚染とそこで働く従業員への 受動喫煙の曝露評価 -----	5
大和 浩、姜 英、河井一明、平野公康*	
資料1：加熱式タバコ専用喫煙室における室内汚染とそこで働く従業員への 受動喫煙の曝露評価 -----	8
・屋外喫煙室から漏れ出すタバコ煙由来物質の実態調査、および 簡易消臭対策	
樋上光雄 -----	14
・①シーシャ（水タバコ）を提供する従業員への影響評価	
・②日本の音楽フェスにおける喫煙ポリシー -----	21
伊藤ゆり、河井一明、佐々木樹里*、土居宗策*	
資料2：シーシャ（水タバコ）を提供する従業員への影響評価、及び 日本の音楽フェスにおける喫煙ポリシー -----	26
2. 自治体が独自に受動喫煙対策の規制を強化した「上乗せ条例」の施行状況と その評価の収集研究 -----	29
姜 英、岡本光樹*	
資料3：自治体の上乗せ条例の一覧 -----	33
3. 主要国の受動喫煙対策推進状況についての情報収集と比較-----	40
大和 浩、姜 英、平野 公康*	
4. 屋外での受動喫煙による健康影響に関するエビデンスの収集と評価-----	51
大森 久光、河井 一明、尾上あゆみ*、李云善*、藤澤浩一*	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表-----	56

*：研究協力者

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び
課題解決に資する研究

研究代表者 大和 浩 産業医科大学 産業生態科学研究所 教授

研究要旨

令和2(2020)年、健康増進法の一部を改正する法律（以下、改正法）が全面施行された。屋外においても「望まない受動喫煙」を防止することが求められ、都市部の駅前広場や繁華街などに空気清浄機を備えた喫煙室や四方をパーティションで囲った喫煙コーナーを設置する自治体が増えている。また、第二種施設に分類された飲食店等では、経過措置として飲食が可能な加熱式タバコ専用室の設置が可能とされ、さらに、新たな問題としてシーシャ（水タバコ）を提供する店舗が急増している。

令和7年度の本研究として、

1. 飲食が可能な加熱式タバコ専用室の空気環境調査とそこで働く従業員への受動喫煙の曝露状況の調査を行った
2. シーシャ（水タバコ）を提供する従業員への影響評価を行った
3. 日本の音楽フェスの喫煙ポリシーを収集した
4. 自治体を受動喫煙対策の規制を改正法よりも強化した「上乘せ条例」の施行状況とその内容を収集した
5. 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づき、主要30か国の受動喫煙対策に関する法規制を収集し、本研究の関係者が訪問した個別の国の受動喫煙の情報を収集した
6. 喫煙場所の清掃作業員が受動喫煙による健康影響の発生する可能性があることを示した
7. 住民の定期健康診断・ドック健診で行われた肺機能検査の後ろ向きコホート研究から非喫煙者の1秒量の年間減少量が有意に減少したことを認めた

わが国における屋内と屋外の「望まない受動喫煙」の機会を減少させること、および、飲食が可能な加熱式タバコ専用室の見直し、シーシャを含む新しいタバコへの警告を強化することにより、喫煙しにくい社会環境の実現により、喫煙率の低減に寄与し、最終的には国民全体のタバコ関連疾患とその医療費の削減に寄与するための研究を行った。

A. 研究目的

令和2(2020)年、健康増進法の一部を改正する法律（以下、改正法）が全面施行されたことにより、屋外においても「望まない受

動喫煙」を防止することが求められた。そのため、都市部の駅前広場や繁華街などの屋外に空気清浄機や煙突を備えた喫煙室やパーティションで囲われた喫煙コーナーを設

置する自治体が増えている。

本研究の第1の目的は、自治体が設置した屋外喫煙所による受動喫煙防止効果を明らかにすること、飲食が可能な加熱式タバコ専用室で働く従業員への受動喫煙の実態、シーシャ（水タバコ）で働く従業員への影響評価、喫煙場所を清掃する作業員が曝露される職業的な受動喫煙による生体影響について検討すること、とした。

第2の目的は、改正法よりも規制を強化した上乗せ条例について、その内容を一元的に収集することである。

第3の目的は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の条約履行状況について英語の報告書に基づき、主要国の受動喫煙対策について日本語で詳細にとりまとめを行い、特に、完全禁煙となっている施設の類型区分や達成状況について比較し、分析を行うことである。

第4の目的は、屋外の喫煙所の清掃作業に従事する作業員の受動喫煙による健康影響に関するエビデンスの収集と評価をすることである。

本研究は、改正法により求められる「望まない受動喫煙」を防止するためのより良い手法について、清掃作業員の保護についても検討し、それを自治体レベル、国家レベルで推進するための科学的根拠を収集することである。

B. 研究方法

1. 喫煙専用室や屋外喫煙所に関する技術面の課題解決の方策を収集し、好事例を全国に展開（大和班員、樋上班員、伊藤班員）

喫煙により発生する微小粒子状物質

（PM_{2.5}）、及び、ガス状物質（揮発性有機化合物）濃度の測定、および、その吸入曝露による尿中のニコチン代謝物の測定を行った。また、新たな調査として音楽フェスにおける喫煙ポリシーの調査も行った。

2. 自治体が独自に受動喫煙対策の規制を強化した「上乗せ条例」の施行状況とその評価の収集（姜班員、岡本研究協力者）

自治体が直接管理する一般庁舎、議会の受動喫煙対策に加え、飲食店や個人の住宅、自家用車、また、加熱式タバコを含めた上乗せ条例について情報を収集した。

3. 外国の受動喫煙対策に関する法令の収集（姜班員、平野研究協力者）

「たばこ規制世界保健機関枠組条約」のHPで得られる2024年時点の主要30か国（日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓）の受動喫煙防止法について、8分野（病院、学校、大学、政府機関、企業、レストラン、カフェ・パブ、交通機関）の禁煙状況の一覧表の作成を行った。また、関係者に韓国、フィンランド、アイスランド、スイスの受動喫煙防止対策の実態調査を依頼した。

4. 屋外での受動喫煙による健康影響に関するエビデンスの収集と評価喫煙専用室を禁煙化する前後の化学物質濃度の測定（河井班員、大森班員、藤澤研究協力者、李研究協力者、尾上研究協力者）

清掃作業時に受動喫煙に曝露される従業員について、質問票による業務内容

調査、受動喫煙の状況調査、および、採取した尿中のニコチン代謝物等の分析を行った。

C. 結果

1. 喫煙専用室や屋外喫煙所に関する技術面の課題解決の方策を収集し、好事例を全国に展開（大和班員、樋上班員、朝長班員、伊藤班員）

飲食が可能な加熱式タバコ専用室はPM_{2.5}と揮発性有機化合物の濃度が上昇しており、そこで2時間、あるいは、3時間の滞在を行った研究協力者、常勤者の尿中にニコチン、および、ニコチン代謝物が排泄されること、水タバコを提供する従業員はタバコ由来の屋外喫煙室では、空気清浄機の定員（1台で8人、2台で14人）を守った事例も、その約2倍の人数で喫煙した事例も、空気清浄機を通過して屋外へ排気されるPM_{2.5}の濃度は35 μg/m³以下であった。換気扇から煙突で上方に排気しする喫煙室でも受動喫煙を防止する効果が認められた。

四方を壁で囲う喫煙コーナーでは、壁の高さが320cm、出入口を十分な重なりがある2重クランクとすることで周囲の受動喫煙を防止できることが認められた。

2. 自治体が独自に受動喫煙対策の規制を強化した「上乗せ条例」の施行状況とその評価の収集（姜班員、岡本研究協力者）

自治体の一般庁舎と議会の敷地内禁煙、飲食店や個人の住宅、自家用車、また、加熱式タバコを含めた上乗せ条例について一覧表を作成した。

3. 外国の受動喫煙対策に関する法令の収集（姜班員、平野研究協力者）

主要20か国について、2018年、2020年、2022年時点の8分野における受動喫煙対策にかかわる世界保健機関の評価を「優・良・可・不可」の一覧表としてとりまとめた。

イギリスとカナダは屋内の喫煙室を一切認めないため「優」であったが、ドイツ、イタリア、中国、韓国は「技術的要件を満たした喫煙室」の設置を認めているため「可」であった。

本事業に係わる研究者等が個別に訪問した国（韓国、フィンランド、アイスランド、スイス）の受動喫煙防止対策の実態について調査した結果まとめた。

4. 屋外での受動喫煙による健康影響に関するエビデンスの収集と評価喫煙専用室を禁煙化する前後の化学物質濃度の測定（河井班員、大森班員、藤澤研究協力者、李研究協力者、尾上研究協力者）

健診受診者のうち、喫煙室の清掃作業がある者（11名）は、ない者（16名）に比べてニコチン、コチニン、3-ヒドロキシコチニンの全ての指標において有意に高い値を示した。

また、国内・外で受動喫煙防止対策の規制が強化された2003～2005年の前後で1秒量の年間低下量は有意に減少した。

D. 考察

改正健康増進法（2020年）で経過措置として取り扱われている飲食が可能な加熱式タバコ専用室、同法が施行された後に急増

したシーシャ（水タバコ）を提供する店舗の急増、それらの店舗の利用者と従業員への健康上の懸念、さらに、喫煙専用室を清掃する作業員への職業的受動喫煙の問題解決のために、英国やカナダなどのように喫煙専用室を設けることなく屋内を禁煙とする主要国の好事例を参考として、「望まない受動喫煙」の防止を強化することが重要であると考えられた。

G. 研究発表

1. 論文発表（本研究に関連するもの）
2. 大和 浩・Column 45 分間ルール. 禁煙学 改定 5 版. 南山堂. 2025 ; 136.
3. Yoshihara S, Takahashi K, Uemura C, Murakami S, Harada D, Jiang Y, Yamato H. Smoking cessation strategies for different types of cigarette users using a digital peer-supported app and nicotine aids:prospective study. Journal of medical internet research. 2025 ; 27 : e75876.
4. Yoshihara S, Takahashi K, Uemura C, Murakami S, Harada D, Yamato H. Effectiveness of a digital peer-supported app intervention in promoting smoking cessations: nonrandomized controlled trial. Jmir mhealth and uhealth : 2025 ; 13 : e68638.
5. Sato Y, Onoue A, Kawai K, Yamato H, Omori H et al. Seventeen-year cumulative incidence of airflow limitation and lung function decline in two

independent cohorts: The Japanese Red Cross Kumamoto study.

Respir Investig. 2025 9;63(5):844-852. doi:

10.1016/j.resinv.2025.06.019. Epub 2025 Jul 4. PMID: 40617176.

6. 姜英, 河井一明, 李云善, 垣内紀亮, 大和浩. 加熱式タバコの喫煙者の尿中コチニン値の評価: ELISA 法の有効性. 日本公衆衛生雑誌. 2025; 72 (11) :880-885.
7. 朝長諒, 姜英, 藤本俊樹, 山根崇弘, 本多世麗, 横谷俊孝, 大和浩. 改正健康増進法の施行後に設置された屋外喫煙所の周囲の受動喫煙曝露評価. 日本公衆衛生雑誌. 2026 ; 73 (1) : 54-59.
2. 学会発表
 1. 佐々木樹里、西岡大輔、伊藤ゆり. 音楽フェスにおけるたばこ会社の協賛と喫煙ポリシー. 第 84 回日本公衆衛生学会総会. 2025.10.29-31. 静岡市. [口頭発表]
 2. 大和 浩, 「喫煙者ゼロ」を目指す職域の喫煙対策. 第 35 回日本産業衛生学会全国協議会. 徳島市. 2025 年 11 月 27 日~11 月 29 日.
 3. 大和 浩, 『喫煙率ゼロ』を目指すための『受動喫煙対策』. 第 35 回日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 那覇市. 2026 年 2 月 14 日~2 月 15 日.

H. 知的財産権の出願・登録状況

この研究において、知的財産権に該当するものはなかった。

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び
課題解決に資する研究
分担研究報告書

喫煙専用室や屋外喫煙所に関する技術面の課題解決の方策を収集し、
好事例を全国に展開

加熱式タバコ専用喫煙室における室内汚染とそこで働く労働者への
受動喫煙の曝露評価

研究分担者	大和 浩	産業医科大学 産業生態科学研究所 教授
研究分担者	姜 英	産業医科大学 産業生態科学研究所 講師
研究分担者	河井 一明	産業医科大学 産業生態科学研究所 名誉教授
研究協力者	平野 公康	大阪経済大学 人間科学部 教授

研究要旨

改正健康増進法では、経過措置として第二種施設として分類された飲食店等に「飲食が可能な加熱式タバコ専用室」を設置できる、とされている。しかし、その内部における空気環境の汚染状況、および、そこで働く従業員への受動喫煙の評価は行われていない。本研究では、実際の飲食店で運用されている「飲食が可能な加熱式タバコ専用室」の内部の空気環境を微小粒子状物質（PM_{2.5}）濃度、および、揮発性ガス状物質（Volatile Organic Compounds: VOC）濃度、さらに、その場所に利用者として滞在、あるいは、常勤として働く非喫煙者の尿中に排泄されるニコチン、コチニン、（ニコチンの代謝物）を測定し、受動喫煙の状況进行评估した。

A. 研究目的

2020 年に全面施行された改正健康増進法では、加熱式タバコの健康影響が明らかとされていないことから第二種施設である飲食店等に「飲食が可能な加熱式タバコ専用室」を設置することを可能とする経過措置がとられた。

その後、国内外の調査により加熱式タバコにも受動喫煙があることが報告され、そのような加熱式タバコ専用室における受動喫煙、特に、その場所を職場として働く従

業員が受動喫煙に曝露されることが懸念される。

本研究では、「飲食が可能な加熱式タバコ専用室」の内部の空気環境の評価、および、受動喫煙の実態を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

1) 飲食が可能な加熱式タバコ専用室を設置した店舗

店舗 A：東京都内のコーヒー専門店

厨房と客席は独立しており、禁煙区域（84席）の一部を壁と自動ドアで区画し、飲食が可能な加熱式タバコ専用室（16席）を設置した店舗（図1）

店舗B：東京都内のレストラン

雑居ビルの1フロアを専有し、フロア全体で飲食をしながら加熱式タバコの喫煙が可能なレストラン（図2：18時～深夜の営業、厨房は客席と分離）。

2) 空気環境測定

- ・ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）濃度（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）
- ・ デジタル粉じん計（PMT-2500、光明理化学工業株式会社）を用い、5秒毎の濃度を記録した。
- ・ 揮発性ガス状物質
VOC リアルタイムモニター（XP-3120-V、新コスモス電機株式会社）を用い、5秒毎のトルエン換算濃度を記録した。

3) 店内に滞在した被験者への受動喫煙の評価

紙巻きタバコも、加熱式タバコも喫煙しておらず、日常生活での受動喫煙の曝露がない3名の協力者から以下のタイミングで採尿が行われた。

店舗A：

被験者①（研究代表者）

- ・ 店舗に入室する前
- ・ 店舗に3時間滞在（繁忙時間帯の11～14時）、
退出の直後
- ・ 退出から7時間後

- ・ 退出から16時間後

店舗B：

被験者①（研究代表者）

被験者②（研究協力者）

- ・ 店舗に出勤、営業前（18時）
- ・ 店舗に2時間滞在（繁忙時間帯の21～23時）、
退出の直後
- ・ 退出から5時間後（翌朝4時）
- ・ 退出から12時間後（翌日16時）

被験者③（同店の店長）

- ・ 店舗に出勤時、営業前（18時）
- ・ 店舗の勤務途中（23時）
- ・ 店舗の営業終了時（翌朝4時）
- ・ 退勤から12時間後（翌日16時）

（倫理面への配慮）

産業医科大学倫理委員会の承諾（第H26-145）を得て行った。

C. 研究結果

1) 店舗A：コーヒー専門店

加熱式タバコ専用室内では、PM_{2.5}と揮発性ガス状物質の数値が上昇することが認められた（資料1-1）。

また、3時間滞在した被験者①の尿中のニコチン濃度、および、コチニン濃度はそれぞれ上昇し、時間の経過と共に低下した（資料1-2）。

2) 店舗B：レストラン

事前測定を行った店内のPM_{2.5}と揮発性ガス状物質の数値が上昇することが認められた（資料2-1）。

被験者①と②が2時間滞在した前後、および、店長である被験者③の勤務前後で尿中ニコチン濃度、および、尿中コチニン濃度が上昇したことが認められた（資料 2-2）。

なお、被験者③は同店舗の常勤者であるため、その濃度は2時間しか滞在しなかった被験者①と②よりも高かった。

D. 考察

加熱式タバコを喫煙した場合、口から粒子径が $0.3 \sim 1.0 \mu\text{m}$ のエアロゾルが呼出される（参考資料 1）。その主な成分はタバコ葉の粉末をシート状に成形する目的で添加されるグリセロールやプロピレングリコール、および、 150°C 以上に加熱することで揮発するニコチンである。液体の微粒子（ $\text{PM}_{2.5}$ ）であるため、気温により数秒で揮発しガス状物質に変化するため、デジタル粉じん計で感知される濃度の上昇は短時間であり、かつ、視認もできなくなるが、部屋の照明を落として二次元に照射されるレーザー光線を照射すると2メートル以上離れた場所までエアロゾルが拡散することが示された（参考資料 2）。

店舗Aと店舗Bの空気環境測定で、微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）と揮発性ガス状物質の濃度が上昇したこと、非喫煙者が経気道的に曝露されることで尿中にニコチン、および、その代謝物（コチニン、3-ヒドロキシコチニン）が尿中から検出されたこと、かつ、その濃度は毎日曝露される者では高いことが示された。

閉鎖空間で加熱式タバコの受動喫煙に常時曝露される環境で勤務を行う労働者の健康を保護する受動喫煙対策が必要であ

ることと考えられた。

E. 結論

飲食店に設置された加熱式タバコ専用室では加熱式タバコによる受動喫煙が発生することが認められた。このような場所で長時間・長期間の勤務を行う労働者の健康を保護する受動喫煙対策が必要であると考えられた。

F. 健康危険情報

飲食が可能な加熱式タバコ専用室、および、シーシャ（水タバコ）を提供する店舗で長期間働く従業員に健康影響が発生する懸念があることが考えられた。

G. 研究発表

（発表誌名巻号・頁・発行年等も記入）

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

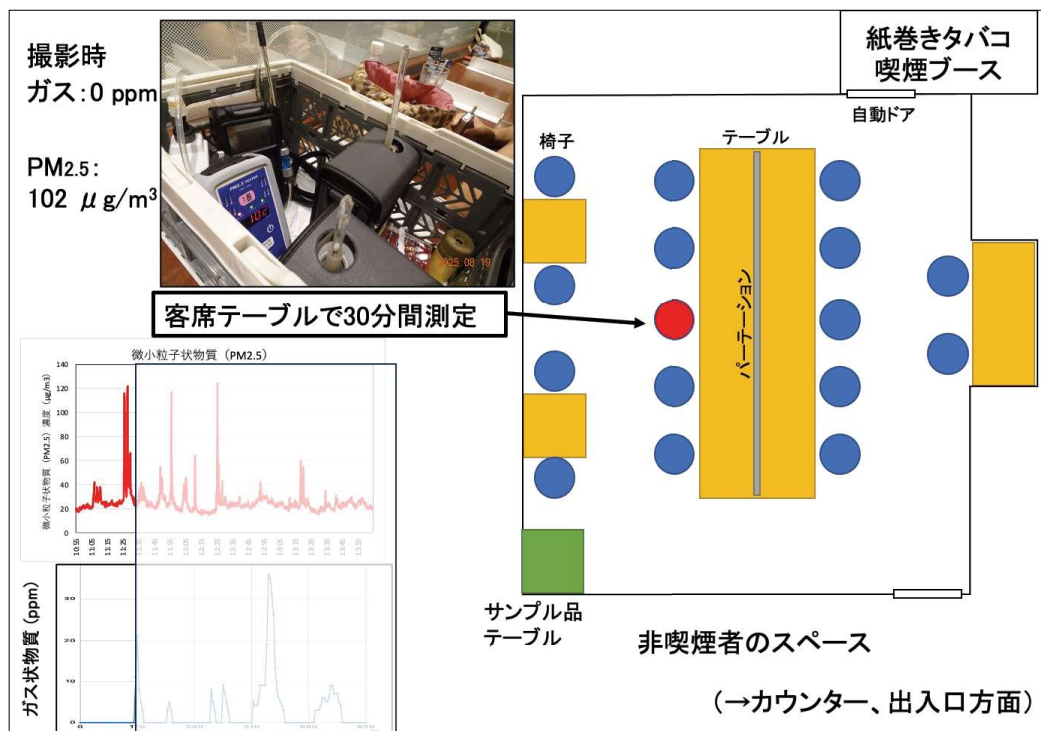
H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む）

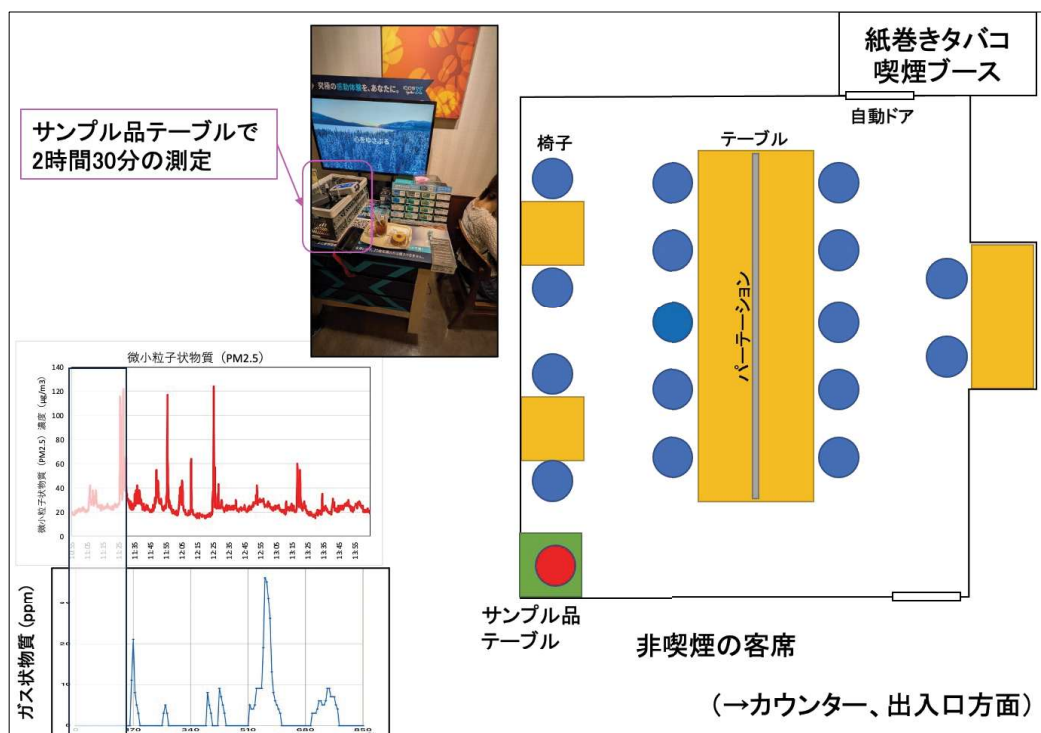
1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他

資料1-1 店舗A:コーヒー専門店 レイアウトと測定点、測定結果

11:00～11:30 加熱式タバコ専用室、中央の席で測定

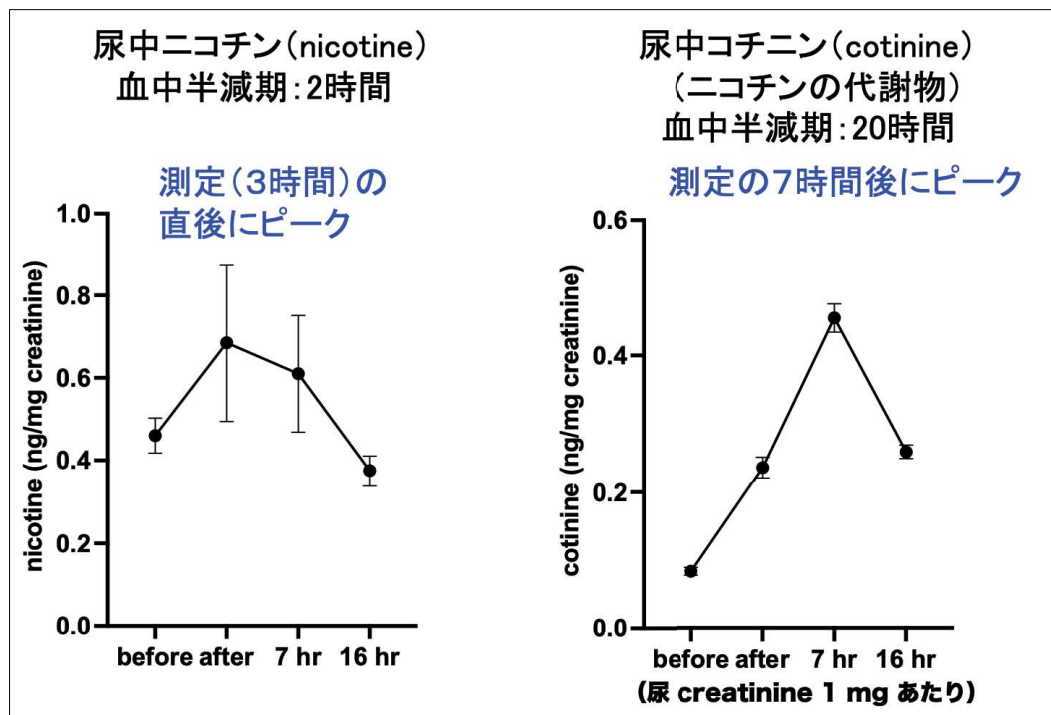


11:30～14:00 満席となり、サンプル品のテーブルで測定



資料1-2 店舗A:コーヒー専門店

被験者①が3時間滞在した前後の尿中ニコチンとコチニン濃度



資料2-1 店舗A:コーヒー専門店

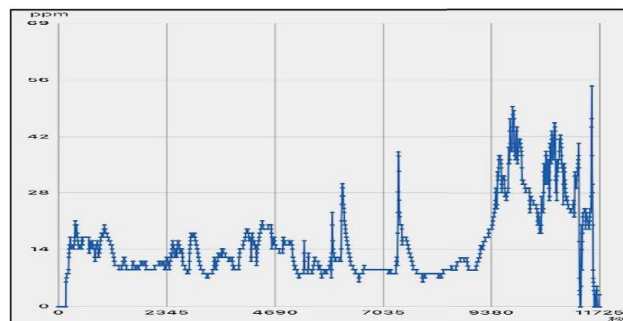
事前調査:店内の状況と空気環境測定結果



微小粒子状物質
(PM_{2.5})濃度 (μg/m³)



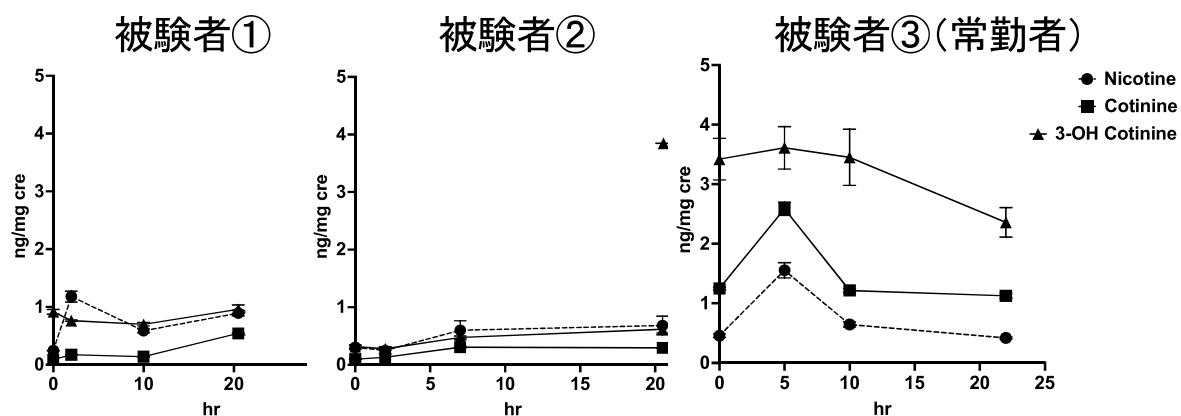
揮発性ガス状物質
(トルエン換算: ppm)



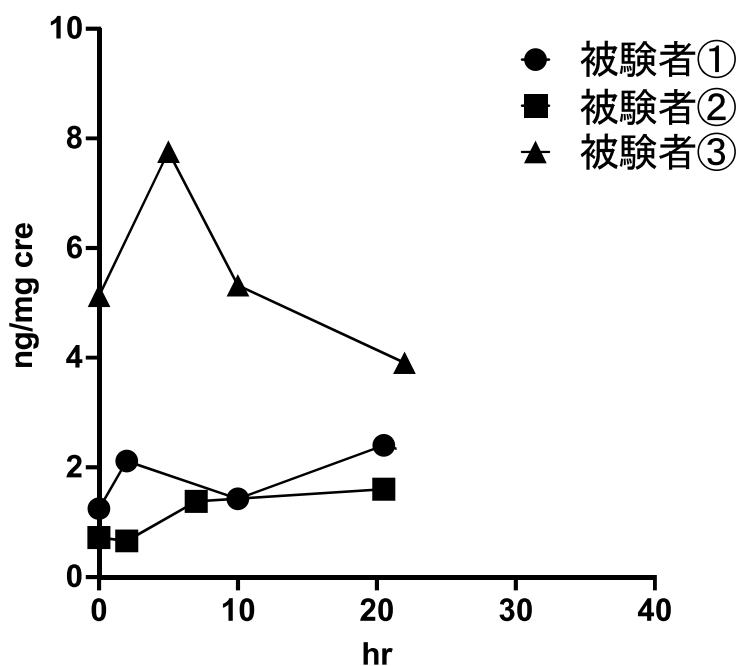
資料2-2 店舗B:レストラン

被験者①②:2時間滞在の前後

被験者③(常勤者):勤務(18時~翌朝4時)の前後における
尿中ニコチンとニコチン代謝物(コチニン、3OHコチニン)濃度



ニコチンおよび分解産物の総量



参考資料1 加熱式タバコから発生する化学成分と空気環境汚染

空気中の粉じんを個数濃度(粒子数/リットル)で評価

タバコ煙、エアロゾル

6粒径(0.3、0.5、1.0、2.0、5.0、10.0 μm)を同時測定

PM_{2.5}

塵埃(土埃)

新型ハンドヘルド
気中レーザパーティクルカウンタ

HHPC 2+/3+/6+

- 手のひらサイズで小型軽量(690g)
- 2粒径/3粒径/6粒径の同時測定
- 日本語対応の高画質ディスプレイ
- トレンドグラフ表示
- USBメモリ/Ethernet出力
- バッテリー駆動可能
- 10,000回のデータメモリ可能
- 表示粒子径のカスタマイズが可能



パーティクルカウンター：
クリーンルームなど清浄な空間の
評価に用いられる。

紙巻きタバコや加熱式タバコから
発生するタバコ煙・エアロゾルの
粒子径は0.3～1.0 μm であり、
土埃を含まない受動喫煙の
調査に用いられる。

デジタル粉じん計
HHPC 6+
MetOne社

新JIS 準拠
JIS B 9921 (2010)

加熱式タバコを車内で使用した場合の**助手席**のエアロゾル曝露(パーティクルカウンターで評価)

助手席

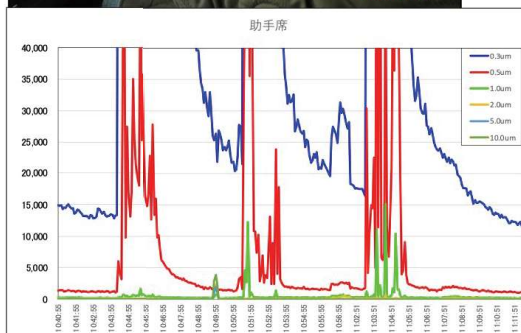
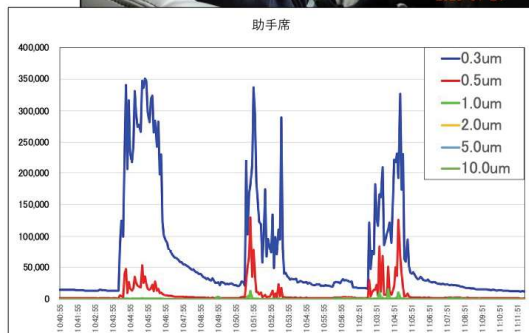


2023 01 24

運転席で
アイコス
使用

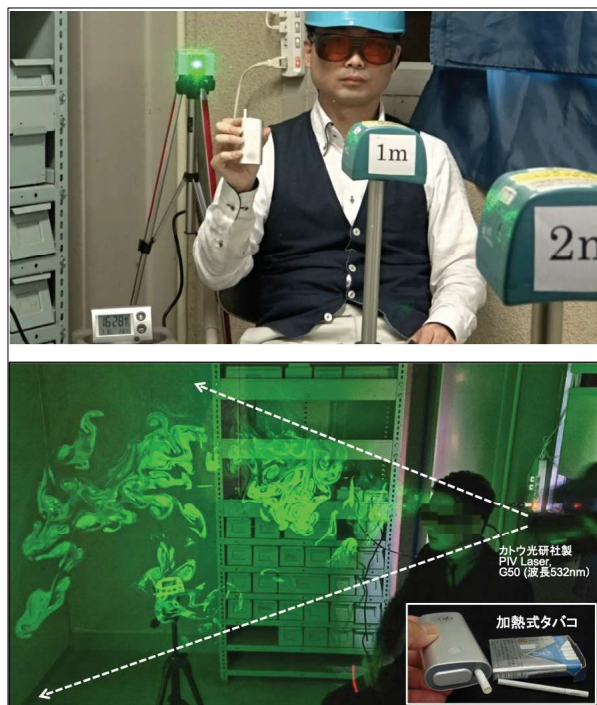
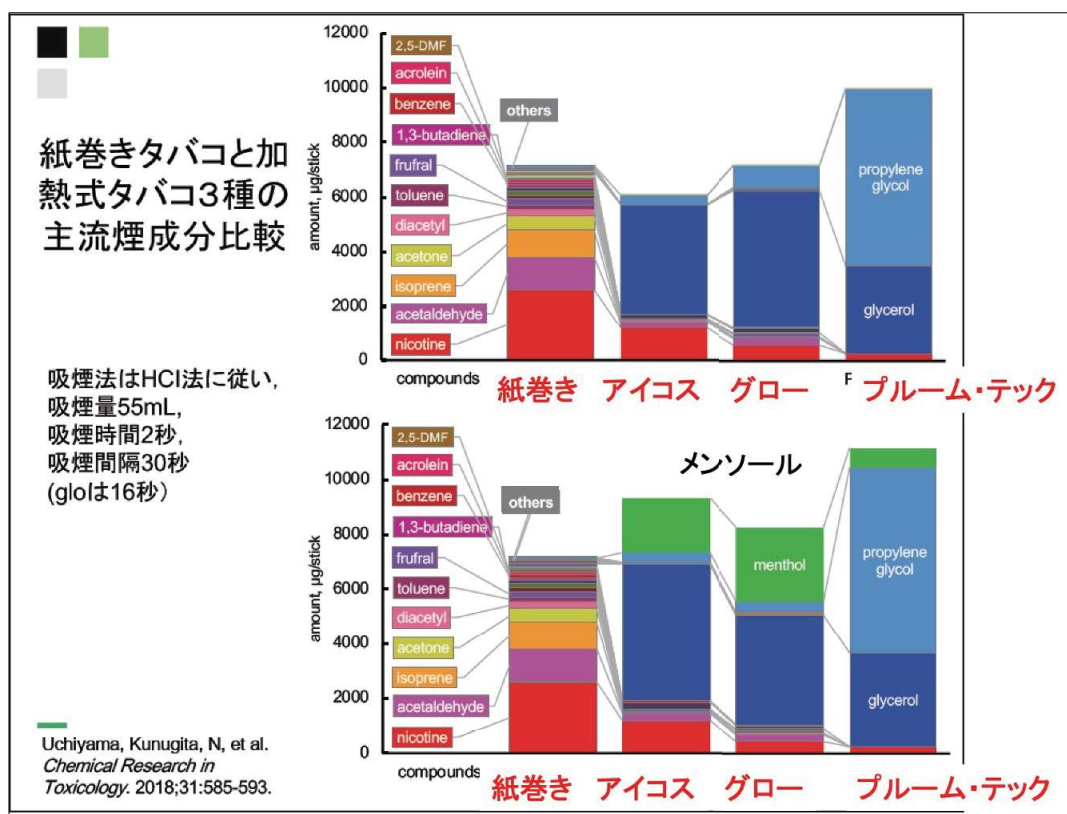


2023 01 24

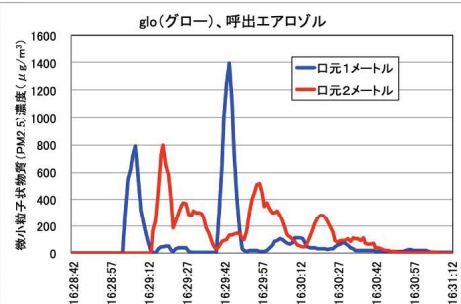


- ・加熱式タバコのエアロゾル(粒子径:0.3～0.5 μm)が上昇(1.0 μm も若干上昇)
- ・土埃(粒子径 5.0 μm 以上)の上昇は認めなかった

参考資料2 加熱式タバコから発生する化学成分と空気環境汚染



glo(グロー)使用時の
呼出エアロゾルを
特殊なレーザーで可視化



大和 浩. 新型たばことは？
その種類、仕組み、特徴、有害性
日本栄養士会雑誌. 60(10), 7-9, 2017.

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び
課題解決に資する研究
分担研究報告書

喫煙専用室や屋外喫煙所に関する技術面の課題解決の方策を収集し、
好事例を全国に展開
屋外喫煙室から漏れ出すタバコ煙由来物質の実態調査および簡易消臭対策

研究分担者 樋上 光雄 産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授

研究要旨

改正健康増進法が全面施行され、原則的に屋内禁煙となるなど、望まない受動喫煙を防止することへの対策強化が行われた [1]。しかし、屋外の喫煙スペース周辺においてタバコ煙の漏れ出しにより、望まない受動喫煙を受けている事例が報告されている [2]。本研究では、①協力を得られた企業の屋外喫煙スペースにおいて、タバコ煙の漏れ出しの影響がおよぶ範囲を調査、②タバコ煙の漏れ出しを調べるための簡易測定方法の検討、③タバコ煙由来の臭気の簡易消臭方法を目的とした。その結果、①屋外喫煙スペースにおいて、粒子状物質がデジタル粉じん計等により喫煙スペース直近で確認されたが、喫煙スペースから約 10 m 離れた場所では確認することができなかった。一方、アルデヒド類、ニコチン、および 3-エテニルピリジンについては当該場所直近においても確認できなかった [3]。②簡易測定法では、PM2.5 計測器がタバコ煙測定で使用されているデジタル粉じん計（LD-3K2）と同様の粒子状物質の経時変化を調べる事が可能であることが示された。一方で、今回検討したガス検知管ではタバコ煙由来化学物質を検出することは困難であった。③クエン酸溶液を使用することにより、タバコ煙由来のアンモニア臭を低下させる可能性が示された。

A. 研究目的

改正健康増進法により屋内は原則禁煙となり、望まない受動喫煙を防止することへの対策の強化が行われた [1]。その要因として、タバコ煙にはヒトに対して有害性の高い物質も含めて 4,000 種類以上の化学物質が含まれていることが考えられる [3]。一方、屋外の喫煙スペースでは、喫煙によるタバコ煙の漏れ出しにより、その周辺では望ま

ない受動喫煙が起こっている事例が報告されている [2]。屋外喫煙スペースに関しては、設置環境による条件（建物の有無・衝立の有無・広さ等）により、喫煙スペース外（通路等）へのタバコ煙の漏れ出し状況が異なる可能性が高い。このような状況において、屋外の喫煙スペースからの漏れ出しを防止するためには、様々な条件の屋外喫煙スペースにおける知見を収集することが

重要と考えられる。知見に関してインターネットで検索したところ、国や県なども望まない受動喫煙の良好事例を公表しているが[4-6]、前述の理由からより多くの知見が必要だと考えられた。

そこで本研究では、協力を得られた企業の屋外喫煙スペースにおいて、喫煙スペース外へのタバコ煙の漏れ出しを調べるために、喫煙中に喫煙スペース周辺において、タバコ煙由来物質の測定を実施した（実験Ⅰ）。さらに、タバコ煙の漏れ出しを調べるための現状の方法よりも簡易な測定方法についての検討（実験Ⅱ）、タバコ臭の消臭に有効で簡易的な方法について検討を行った。

B. 研究方法

実験Ⅰ

（１）測定場所

屋外喫煙スペースを有し、実験協力を得られた某事業所の喫煙スペース周辺において、タバコ煙由来の化学物質、および粒子状物質の測定を実施した。測定を実施した喫煙スペースとその周辺を図１に示す。図中の①から④は測定を実施した位置を示しており、その地点の地上から 1.3 m で測定を行った。また、当該喫煙スペースに設置されている建屋を図２に示した[3]。図２の建屋内には灰皿が２個設置されており、測定時の喫煙者数は 0～18 名であった。

測定日当日の天候は晴れであった[4]。

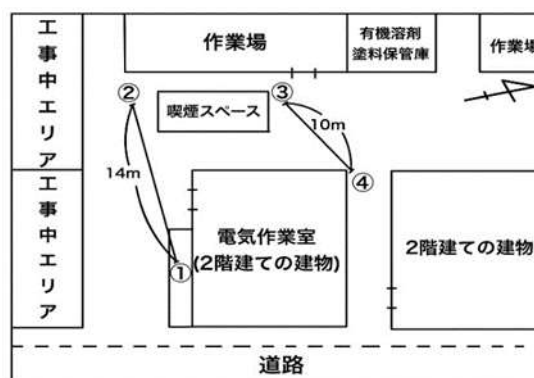


図１ 測定付近の略図および測定点[3]

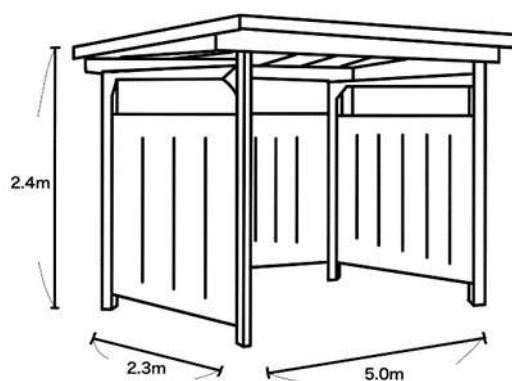


図２ 喫煙スペースの建屋[3]

（２）測定分析条件

- ①ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド
 - ・サンプラー：DNPH アクティブカートリッジ（815H 型，光明理化学）
 - ・吸引流量：200 mL/min
 - ・吸引時間：60 分
 - ・分析：高速液体クロマトグラフ（LC-20AD，SHIMADZU，）
 - ・移動相：アセトアルデヒド・水混合（60:40）溶液
 - ・カラム：Inertsil ODS-SP 5μm, 150 mm × 4.6 mm I. D.
 - ・カラムオーブン温度：40℃
 - ・脱着溶液：アセトニトリル
 - ・分析波長：360 nm

②ニコチン, 3-エテニルピリジン[7]

- ・サンプラー：ニコチン捕集用スペシャルトリートメント XAD-4 カートリッジ (Supelpak-4 , MERCK)
- ・吸引流量：400 mL/min
- ・吸引時間：60 分
- ・分析：ガスクロマトグラフ質量分析計 (JMS-Q1500GC , 日本電子)
- ・脱着溶液：0.01%トリエチルアミンを含む酢酸エチル
- ・カラム：IntertCap Pure-WAX ProGuard 5m, 膜厚 0.25 μ m, (30+5) m $\times$ 0.25 mm
- ・カラムオープン温度：50 $^{\circ}$ C (1min)-10 $^{\circ}$ C /min-215 $^{\circ}$ C-20 $^{\circ}$ C/min-240 $^{\circ}$ C (5min)
- ・注入条件：1 μ L, スプリットレス
- ・内部標準物質：キノリン
- ・選択イオン検出法：
3-エテニルピリジン 105, 78(m/z)
ニコチン 84 , 162(m/z)
キノリン 129 , 102(m/z)

③粒子状物質

図2の測定点③および④において浮遊粒子状物質の測定を2種類の測定機器を用いて実施した。

- ・デジタル粉じん計 (LD-3K2 , 柴田科学)：総粉じんを評価するために実施
- ・パーティクルカウンター (Airborne Particle Counter , BECKMAN)：粒子径ごとの挙動を評価するために実施

実験Ⅱ

測定点③において、下記の2種類の測定機器を同時に使用し、得られる粒子状物質の経時変化を比較した。本研究では、デジタル粉じん計と比較して安価なPM2.5測定

器に着目した。また、ガス状物質についてもガス検知管、今回の検討ではアンモニアおよびピリジンの検知管での検出を試みた。

・粒子状物質

簡易測定機器：PM2.5 テスター (光明理化学)

比較機器：デジタル粉じん計 (LD-3K2 , 柴田科学)

・ガス状物質

アンモニア用検知管：105SD (Komyo

Rikagaku Kogyo Co., Ltd.)

ピリジン用検知管 No.182 (GASTEC Co., Ltd.)

実験Ⅲ

- ・ペーパータオルへのタバコ臭付着の準備 [8]

4枚重ねのペーパータオル (サイズ 380 mm $\times$ 330 mm, キムタオル, 日本製紙クラシエ) を4等分した後、1枚ずつはがし、16枚の試料を準備した。それらを約27 Lのプラスチック容器の側面および底面に張り付け、容器内においたタバコ (セブンスター, 日本たばこ産業) を1本入れ燃焼させ密閉し、その状態で約60分間静置した。

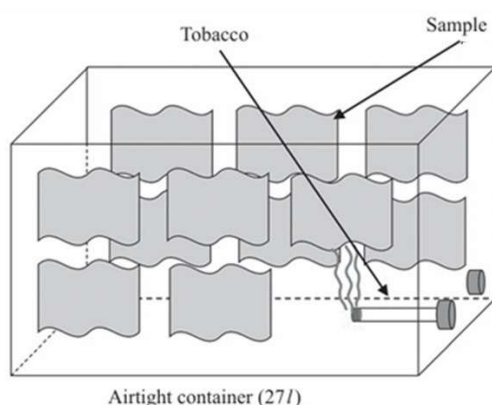


図3 タバコ臭の付着方法の概要[4]

・消臭に使用した溶液と実験条件

消臭には3種類の溶液および2種類の消臭スプレーの計5種類を使用した。実験はタバコ臭を付着させたペーパータオルに3種類の溶液は市販のスプレーボトル、2種類の消臭スプレーはそのままを使用し、タバコ臭を付着させたペーパータオル1枚に溶液が重ならないように4回噴霧した。

なお、市販のスプレーボトルを使用した時の計4回の噴霧量は 0.3 ± 0.07 mg (n=18) であった。

・溶液

クエン酸溶液 (0.05 g/mL) pH 2.0

重曹溶液 (0.05 g/mL) pH 8.6

炭酸水 (Yosa-Soda, KIRIN) pH 5.4

・消臭スプレー (比較のため)

消臭力クリーンミス (タバコ用アクアシトラス, エステー)

消臭力常務用 (タバコ用ミントグリーン, エステー)

・実験方法

1 L テドラーバッグ (アズワン) の端を切り落とし、タバコ臭を付着させたペーパー

タオルにスプレー噴霧後に、密閉クリップで閉じた。それを1つの消臭溶液につき3枚作製した。その後、吸引ポンプでテドラーバッグに室内空気を800 mL 入れた後、約10秒間振り10分間室内 (約25℃) で静置した。その後、アンモニア用検知管 (105SD, 検知限度0.1 ppm, 光明理化学工業) を用いてアンモニア濃度測定を行った。

アルデヒド類及び揮発性有機溶剤を測定する場合は、タバコ臭を付着させ消臭用の溶液を噴霧したペーパータオルとともにDNPH パッシブガスチューブ (アルデヒド・ケトン類用, 柴田化学) およびカーボンベーズパッシブガスチューブ (低ブランク, 柴田化学) をテドラーバッグ内に入れ密閉後、吸引ポンプでテドラーバッグに室内空気を800 mL 入れた。その後、約10秒間振り60分間放置した。放置後、それぞれのサンプラーを取り出し、以下の条件で分析の前処理および分析を行った。

なお、ホルムアルデヒド・アセトアルデヒドは実験Iと同条件である。

揮発性有機化合物

・脱着：二硫化炭素 (作業環境測定用)

・分析：ガスクロマトグラフ質量分析計 (JMS-Q1500GC, 日本電子) を用いた scan30-300 m/z

・カラム：IntertCap Pure-WAX ProGuard 5m, 膜厚0.25 μm, (30+5) m×0.25 mm

・カラムオープン温度：50℃ (1min)-10℃/min-215℃-20℃/min-240℃ (5min)

・注入条件：1 μL, スプリットレス

C. 結果および考察

実験 I [3]

アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、ニコチンおよび3-エテニルピリジンは、喫煙スペースからの距離にかかわらずいずれにおいても検出されなかった。この原因として、測定日の天候は晴れであったが、風が強く（北九州近辺の平均風速 2.4 m/s）、さらに当該喫煙スペース周辺は建屋が多いため、スモークジェネレーターで調査したところビル風に類似している現象が確認された。そのため、喫煙スペースから漏れ出したタバコ煙は速やかに大気中に拡散し、それに伴いニコチン等の濃度も低くなったことが考えられる。また、協力企業の事情により、測定時間を短くする必要があったため、ニコチンおよび3-エテニルピリジンの測定については、本来の測定時間（3 時間）よりも短い時間で測定を実施した。これらのことが影響していると考えられる。

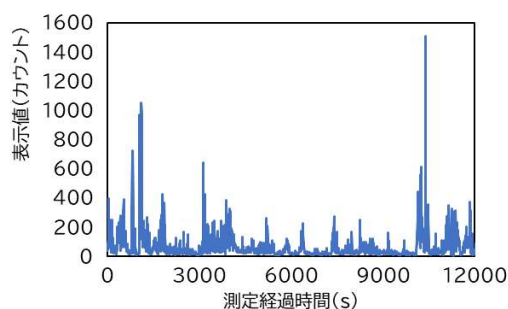


図4 デジタル粉じん計（測定点③）

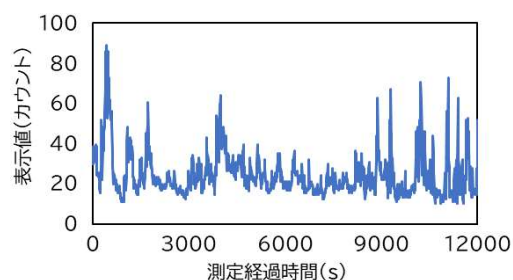


図5 デジタル粉じん計（測定点④）

デジタル粉じん計（LD-3K2）による粒子状物質の経時変化の結果について、喫煙スペース直近の測定点③を図4に、比較的離れた位置の測定点④を図5に示した。図の縦軸は表示値(カウント)である。また、測定に使用した2台のLD-3K2は、1分間当たりのカウント値に差が認められたため、事前にその機差を求め、低い方の値を補正した。

図4と図5より、喫煙スペースから距離が離れると粒子状物質濃度が低下していることが示された。この理由としては、自然拡散の影響により濃度が低下していると考えられる。さらに、アルデヒド類等の測定結果と同様に、当日の測定場所周辺の気流の影響を受けていることが考えられる[9]。

さらに、パーティクルカウンターについては、6種類の粒子径（0.3/ 0.5/ 1.0/ 2.0/ 5.0/ 10.0 μm ）の1 Lあたりの個数を別々に計測が可能であるが、タバコの主流煙の粒子径は0.2 μm と報告[10]があることから、今回の分析では、最も近い0.3 μm の結果を解析することとした。その結果について、測定点③を図6に、測定点④を図7に示した。図の縦軸は個数である。

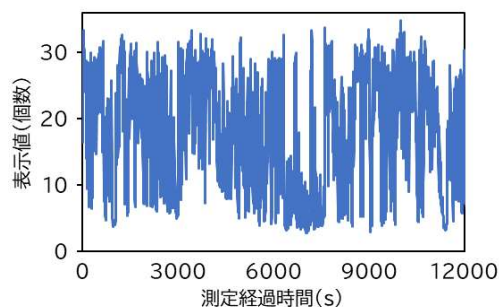


図6 パーティクルカウンター 0.3 μm （測定点③）

図より、測定点による個数濃度に違いは確認できるが、野外での測定であることから、大気塵の影響を大きく受けている可能性が考えられる。

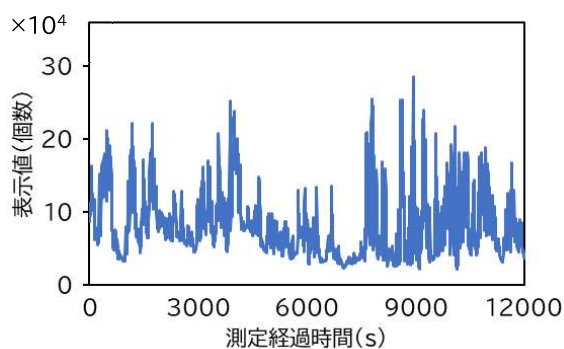


図 7 パーティカルカウンター 0.3 μm
(測定点④)

実験 II

測定点③における PM2.5 テスターの測定結果を図 8 に示す。図より、同測定点で実施したデジタル粉じん計の結果（図 4 参照）と類似の挙動を示した。当該機器はデジタル粉じん計よりも安価であるが、タバコ煙の測定においても使用できる可能性が示された。

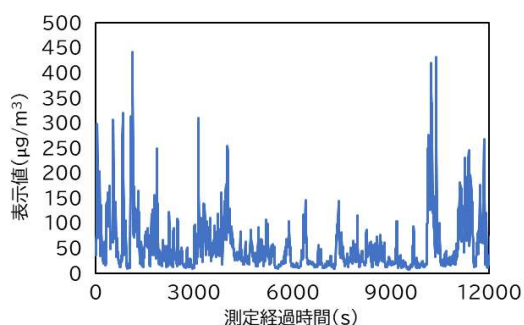


図 8 PM2.5 テスター（測定点③）

一方、測定点③において実施したガス検知管では、アンモニアおよびピリジンは検出できなかった。原因として、固体捕集-ガスクロマトグラフ質量分析計においても検

出することができなかったことと同様に、気流の影響を受け、濃度が低かった可能性が考えられた。

実験 III

実験結果を表 1 に示す。表より、重曹水以外の炭酸水、クエン酸溶液および 2 種類の消臭力において、脱イオン水よりもアンモニア濃度を低減させることができた。特にクエン酸溶液では 4 回の実験において、どちらも検知限度 (0.1 ppm) 以下であった。この原因はクエン酸溶液が酸性であるため中和反応によりアンモニア濃度が減少したと考えられる。炭酸水に関しても酸性であるが、クエン酸溶液よりは pH が高いため、クエン酸溶液ほどアンモニア濃度を減少できなかったと考えられる。これらのことから、アンモニア臭に関しては、クエン酸水を用いることにより、臭気を低減させることが可能であると考えられる。

なお、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物に関しては、濃度低下を確認することができなかった。

表1 アンモニア濃度測定（1及び2回目）

実験 回数	消臭対策	アンモニア濃度(ppm)			
		1枚目	2枚目	3枚目	平均±標準偏差
1	脱イオン水	2.5	3.8	4.8	3.7 ± 1.2
	炭酸水	1.5	2.0	2.1	1.9 ± 0.3
	クエン酸	0.1	0.1	0.1	0.1 ± 0.0
	重曹水	20	20	20	20.0 ± 0.0
2	ブランク	11	14	9.8	11.6 ± 2.2
	クエン酸	0.1	0.1	0.1	0.1 ± 0.0
	消臭力	1.4	1.3	1.4	1.4 ± 0.1
	消臭力 (業務用)	2.9	3.0	3.6	3.2 ± 0.4
3	脱イオン水	20	20	20	20.0 ± 0.0
	クエン酸	0.1	0.1	0.1	0.1 ± 0.0
	重曹水	14	16.0	14	14.7 ± 1.2
	クエン酸+ 重曹水	1.0	1.0	0.1	0.7 ± 0.5
4	脱イオン水	18	20	20	19.3 ± 1.2
	クエン酸	0.1	0.1	0.1	0.1 ± 0.0
	重曹水	18	20	20	19.3 ± 1.2
	クエン酸+ 重曹水	0.1	0.1	1.0	0.4 ± 0.5

D. 研究発表

なし

E. 学会発表

なし

F. 知的財産権の出願・登録状況

この研究において、知的財産権に該当するものはなかった。

G. 参考文献

1. 厚生労働省：受動喫煙対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>（閲覧日 2023年4月21日）

2. 飯田優里，野下結衣，大和浩，土井たかし，宮脇尚志，中村亜紀（2021）：屋外の開放型喫煙所から拡散するタバコ煙の状況～就学年齢の子どもに対する受動喫煙防止に向けて～．京都女子大学生生活福

祉学科紀要 16：1-8 学 59(2):139-144;2010.

3. 吉田羽里(2024)：令和5年度産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科卒業研究抄録集

4. 新潟県 福祉保健部 健康づくり支援課：みんなでつくる！受動喫煙防止対策取組事例集

<https://www.kenko-niigata.com/material/files/group/4/R4zireisyuu.pdf>（閲覧日 2026年2月9日）

5. 厚生労働省：全国の受動喫煙対策事例 <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/example/>（閲覧日 2026年2月10日）

6. 厚生労働省：屋外分煙施設の技術的留意事項について <https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000359324.pdf>（閲覧日 2026年2月13日）

7. 大貫文，斎藤育江，保坂三継，中江大（2014）：副流煙を吸着させた布から放散される化学物質．東京健安研セ年報 65：209-215

8. Hinoue M, Hara K, Jiang Y, Yamato H: Capability of relative odor level monitors to measure the odor of thirdhand smoke. Journal of UOEH 44:269-275, 2022

9. 気象庁：各種データ・資料 過去の気象データ検索 https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/hourly_a1.php?prec_no=82&block_no=0780&year=2023&month=11&day=8&view=（閲覧日 2023年12月12日）

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び
課題解決に資する研究
分担研究報告書

喫煙専用室や屋外喫煙所に関する技術面の課題解決の方策を収集し、
好事例を全国に展開

①シーシャバー従業員の受動喫煙影響

②日本の音楽フェスの喫煙ポリシー

研究分担者

伊藤 ゆり 大阪医科薬科大学 医学部 医療統計学研究室 特務教授
河井 一明 産業医科大学 産業生態科学研究所 名誉教授

研究協力者

佐々木樹里 大阪医科薬科大学 医学部 医療統計学研究室 学生研究員
土居 宗策 大阪医科薬科大学 医学部 医療統計学研究室 学生研究員

研究要旨

本研究は、若年層の喫煙開始のきっかけとなりうるシーシャバーおよび音楽フェスを対象とし受動喫煙の影響や実態を調査した。まず、研究①ではシーシャバー従業員が業務としてシーシャを吸引することの曝露影響について、研究者自らを対象とした自己対照研究を実施した。勤務中の生理学的指標を測定した結果、準備開始から 75 分後には血中酸素飽和度（SpO₂）が 92%まで低下し、脈拍数（BPM）が大幅に上昇する変動が確認された。また、尿中バイオマーカーの分析では、勤務時の尿中ニコチン濃度が非曝露時の約 1,000 倍以上に達しており、特異的発がん物質（NNAL）も高い値を示した。店舗側が「安全な環境」と説明している場合でも、実際には従業員が極めて深刻な受動喫煙曝露を受けている実態が明らかとなった。

研究②では、日本の音楽フェスの喫煙ポリシーとたばこ企業の協賛との関連を分析した。2023 年に開催された国内の音楽フェスのうち 165 件を対象とした。公式サイトでたばこ企業の協賛を明記していたのは 6.6%にとどまった。しかし、SNS や現地調査を組み合わせた分析により、公式サイトに記載がない場合でも、会場内での加熱式たばこブース設置や製品の無料配布といった実質的なプロモーション活動が広く行われていることが判明した。インタビュー調査からは、自治体の方針や法改正を背景に完全禁煙化を実現した事例も確認されたが、音楽フェスは若年層向けたばこ産業のマーケティングの場として活用されている現状がある。若者が意図せず受動喫煙に曝露されたり、イベントを機に喫煙を開始したりすることを防ぐため、主催者による透明性の高い情報公開と、行政による指針の強化、ならびに本研究成果を通じた注意喚起が不可欠である。

A. 研究目的

①シーシャバー従業員の受動喫煙影響

シーシャ（水たばこ）を提供するバーにおける従業員が業務としてシーシャを吸引することが及ぼす身体への影響を、尿中成分の測定を通じて定量的に明らかにする。近年、シーシャは若年層を中心に流行しているが、その健康被害については従来の紙巻たばこ以上に深刻である可能性が指摘されている。本研究の着想は、シーシャバーに勤務していた学生が、勤務中に頻繁に体調不良を経験したこととあり、この主観的な健康被害の訴えを検証するため、研究者自らを対象とし、曝露状況の測定・定量化を行った。

②音楽フェスの喫煙ポリシー

たばこ産業では古くから音楽フェスが戦略的なプロモーションの場として活用されてきた。例えば 1990 年代のアメリカでは、BAT 社が音楽フェスと連携することで特定ブランドのヒットに成功した事例が報告されている。また、フェスのような開放的な空間（バックスペース）では、参加者の心理的ハードルが下がり、普段は禁煙している層であってもたばこを手に取りやすくなるという先行研究も存在する。たばこ事業法において、加熱式たばこのスティック等は「製造たばこ」として広告規制を受ける一方、加熱式たばこのデバイスは電子機器扱いとなり Web 動画や SNS 等でガジェットとして自由度の高い広告展開が可能になっている。さらに、飲食が認められている「加熱式たばこ専用喫煙室」は集客上のメリットとなるため、メーカーが店舗と連携して「加熱式使用可能」を掲げる

など、飲食店がプロモーションの場となっている。この状況は音楽フェス等の場においても同様である。

日本では喫煙率は減少しているものの新型たばこの登場により、若年層の喫煙開始のきっかけとなりうる音楽フェスにおいて、たばこ産業の協賛実態に関する学術的な調査は行われていない。

そこで本研究では、国内の各音楽フェスにおける協賛の有無や、喫煙環境（禁煙・分煙・喫煙可能）のポリシーを調査する。さらに、開催時期や場所、規模、音楽ジャンルといった諸要因と、これらの協賛・喫煙状況との関連性について多角的な分析を行う。日本国内の音楽フェスにおけるたばこ企業の協賛実態と、会場内の喫煙ポリシーの現状を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

①シーシャバー従業員の受動喫煙影響

シーシャバー勤務時（曝露時）と退職後（非曝露時）の尿検体を採取し、産業医科大学の協力のもと、成分の比較分析を行った。勤務最終日（2024 年 1 月 24 日）と、退職後に能動・受動喫煙の影響を完全に排除した状態（2024 年 4 月～5 月）の尿を比較し、シーシャ環境特有の健康リスクを評価した。

②音楽フェスの喫煙ポリシー

日本国内の音楽フェスにおけるたばこ企業の関与と喫煙環境の実態を明らかにすることを目的とした記述疫学研究である。

2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の期間に国内で開催された音楽フェスを対象とした。情報収集には、フェス情報サイト「Festival Tripper」を活用し、2023 年 12 月 14 日から

12月22日にかけて一次抽出を行った結果、計252件のフェスを抽出した。

抽出した各フェスに対し、公式サイト等を用いて開催日、開催地、動員規模、会場種別（野外・屋内）、たばこ・アルコール企業の協賛有無、および喫煙ポリシーに関する情報を収集した。公式サイトで喫煙状況が確認できない事例については、SNS投稿や会場付近の設置状況、掲載写真などの情報を基にした追加調査を並行して実施した。最終的に、サイトが既に削除されているものや情報が著しく欠落しているものを除いた、計165件のフェスを分析対象とした。

また、定量的なデータ分析に加え、実態をより深く把握するため、音楽フェス主催者を対象としたインタビュー調査も実施した。

（倫理面への配慮）

①産業医科大学倫理委員会の承認（第R1-037）の後に、研究参加者への説明と同意を得て実施した。

②大阪医科薬科大学倫理審査委員会の承認（2568-1）の後、インタビュー対象者への説明と同意を得て実施した。

C. 研究結果

①シーシャバー従業員の受動喫煙影響

勤務中のシーシャを客に提供する準備のために吸引を開始してからの経時的な変化を測定した結果、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）と脈拍数（BPM）に顕著な変動が認められた（図1）。SpO₂は開始時の98%から徐々に低下し、75分後には92%まで減少した。一方、BPMは開始時の95から変動を繰り返しながら、100分後には最大121にまで達した。

シーシャバー勤務時（曝露時）と退職後の非曝露期間の尿検体を比較した結果、尿中のニコチン代謝物および特異的有害物質において、大きな差が確認された（表1）。

勤務時（2024/1/24）の尿中ニコチン濃度は1128 ng/mg creatinineであり、非曝露時（2024/4/20 および 5/1）の1.0 ng/mg creatinine 前後という値と比較して、約1000倍以上に達していた。また、ニコチン代謝物であるコチニン（188 ng/mg creatinine）および3OH-コチニン（218 ng/mg creatinine）も曝露時に極めて高い値を示した。さらに、たばこ特異的ニトロサミンであるNNALについても、非曝露時と比較して、曝露時（0.004 pg/mg creatinine）に高い値が検出された。

以上の結果は、シーシャバーの従業員がシーシャの受動喫煙を通じて、高濃度のニコチンおよび有害物質に曝露されている状況を定量的に示したものである。

②音楽フェスの喫煙ポリシー

2023年に国内で開催された165件の音楽フェスを分析した結果、公式サイトでたばこ関連企業の協賛を明記していたのは11件（6.6%）にとどまった。一方、アルコール関連企業の協賛明記は44件（26.3%）のほり、業種間で差が見られた（表2）。

喫煙ポリシーについては、全体の80%（132件）が分煙（指定喫煙所あり）を採用しており、完全禁煙は13%（22件）、全面喫煙可は3%（5件）であった。特にたばこ企業の協賛がある11件のうち、90%（10件）が分煙を導入しており、完全禁煙や全面喫煙可を採用した事例は確認されなかった（表3）。

SNS（旧 Twitter）等の分析により、公式サイトに記載にはないたばこ会社の関与が明らかになった（図 2～図 3）。

事例 1: 協賛明記あり（SUMMER SONIC 2023） （図 2）

公式サイトに加熱式たばこ「iQOS」の協賛が明記されていた。会場内の喫煙所では製品の無料配布が行われ、SNS 上ではフェス参加を機に製品を使い始めたという投稿も確認された。また、指定場所以外での喫煙や吸い殻のポイ捨てといった課題も観察された。

事例 2: 協賛明記なし（ULTRA JAPAN 2023） （図 3）

公式サイトや一般的な検索ではたばこ企業の協賛は確認できなかったが、SNS や製品公式サイトの調査により、会場内に「glo」の専用喫煙ブースが設置され、製品体験が提供されていたことが判明した。

事例 3: 協賛明記なし→協賛終了（茨木麦音フェス）

茨木麦音フェスの主催者へのインタビューにより、協賛と禁煙化の経緯が明らかになった。2019 年までは iQOS の協賛を受け会場内にブースを設置していたが、企業側からの要求がなかったためパンフレットには明記していなかった。コロナ禍を経て 2023 年に再開した際は、協賛が終了したことに加え、開催地である市からの禁煙要請を受けたことで、フェスの完全禁煙化が実現した。

D. 考察

①シーシャバー従業員の受動喫煙影響

シーシャバーに勤務していた学生が、勤務中に頻繁に経験した主観的な健康被害を定量的に測定した。曝露時と非曝露時の尿中バイオマーカーが示したようにシーシャバーに勤務中の従業員の曝露時の各数値は非曝露時と比べ、極めて大きいことが明らかとなった。

若者に人気のあるシーシャバーは現在店舗数が急増しており、そこで勤務する者も対象者のように学生など若年層が多い。対象者は勤務する店で「シーシャは水を通すので危険性はない」と説明を受けており、ニコチンを含まないタイプのシーシャのフレーバーも多いため、「安全」なイメージの労働環境であることを伝えられているとのことである。

実際には受動喫煙曝露が大きいことが明らかになったため、改めて本調査結果の周知と、従業員や利用者への注意喚起が必要である。

②音楽フェスの喫煙ポリシー

日本の音楽フェスにおけるたばこ企業の協賛実態は、公式サイトの情報のみでは十分に把握できないことが明らかになった。公式サイトに協賛が明記されていない場合でも、SNS 調査や現地調査（例：FUKUOKA MUSIC FES 2024）では、加熱式たばこのブース設置やロゴ掲出、喫煙所設営への協力などが確認された。これは、公式サイトの情報のみに依拠することには限界があることを示唆している。

音楽フェスは若年層が集まる場であり、たばこ産業にとって、加熱式たばこを宣伝する重要な機会となっている。このような状況下では、主に屋外で開催される音楽フ

ェスのようなイベントにおいて、たばこ規制措置を講じることの課題が見いだされた。

改正健康増進法の施行により、公共の場での屋内喫煙は原則禁止されたが、加熱式たばこの使用が許可される場合や小規模飲食店などの例外規定があり、法規制の実効力には限界が存在する。先行研究によれば、飲食店における禁煙実施率の理想（85.8%）と推定される実態（69.4%）には依然として乖離があり、受動喫煙防止策の有効性には課題が残っている。

一方、インタビュー調査により把握した「茨木麦音フェス」の事例では、会場を管理する自治体（茨木市）の方針と法改正を背景に、長年のたばこ協賛を経たのち、完全禁煙化を実現した。これは行政の指針がイベントの禁煙化に寄与したことを示している。

日本の音楽フェスでは、たばこ企業の協賛実態や喫煙ポリシーが公式サイトで十分に開示されていないケースが多かった。イベント主催者は、子連れの参加者や受動喫煙を避けたい人々が安心して参加できるよう、適切な情報を提供すべきである。音楽フェスをたばこ製品のプロモーションの場ではなく、誰もが安全に音楽を楽しめる場所とするために、多角的な取り組みが求められる。

E. 結論

シーシャバーや音楽フェスなど、若者をターゲットとした市場における受動喫煙やたばこ産業協賛の関わりを検討した。若者が喫煙を開始したり、知らずに受動喫煙曝露を受けたりする状況を避けるために、本研究成果を公表し、様々な場面における受動喫煙曝露の現状や可能性を周知徹底する

必要がある。

F. 健康危険情報

シーシャ（水タバコ）を提供する店舗で長期間働く従業員に健康影響が発生する懸念があることが考えられた。

謝辞

本研究の実施にあたり、ご指導・ご助言を賜りました関西国際大学・永井純一先生 甲南女子大学・太田健二先生並びにインタビューにご協力くださった茨木麦音実行委員長・右遠英悟先生に深く感謝申し上げます。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

佐々木樹里、西岡大輔、伊藤ゆり. 音楽フェスにおけるたばこ会社の協賛と喫煙ポリシー. 第84回日本公衆衛生学会総会. 2025. 10. 29-31. 静岡市. [口頭発表]

H. 知的財産権の出願・登録状況

この研究において、知的財産権に該当するものはなかった。

資料 2

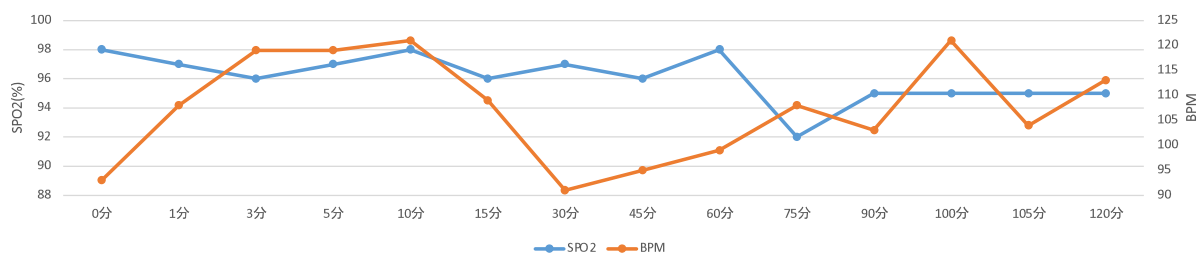


図1. 客に提供するシーシャを準備し始めてからの血中酸素飽和度 (SpO₂) と脈拍 (BPM) の変化

表1. 曝露時・非曝露時の尿中バイオマーカー

	Nicotine (ng/mg creatinine)	Cotinine (ng/mg creatinine)	3OH-Cotinine (ng/mg creatinine)	NNAL (pg/mg creatinine)
Exposed urine 1/24	1128	188	218	0.004
Unexposed urine 4/20	0.41	0.48	1.2	0.001
Unexposed urine 5/1	1.06	0.25	0.49	0.003

表2：たばこ産業の協賛の有無（N＝165）

		%		うちアルコール産業協賛 もあったイベント
たばこ産業協賛	あり	11	6.6	7
	なし	156	93.4	37
アルコール産業協賛	あり	44	26.3	
	なし	123	73.7	

表3：喫煙ポリシーと協賛会社

		全体 N=165		たばこ会社協賛あり N=11		アルコール会社協賛あり N=44	
		N	%	N	%	N	%
喫煙ポリシー	喫煙	5	3.0	0	0.0	0	0.0
	分煙	132	80.0	10	91.0	39	89.0
	禁煙	22	13.3	0	0.0	4	9.0
フェス内の会場 による*		6	3.6	1	9.0	1	2.0

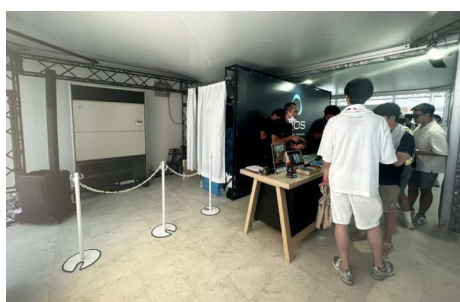
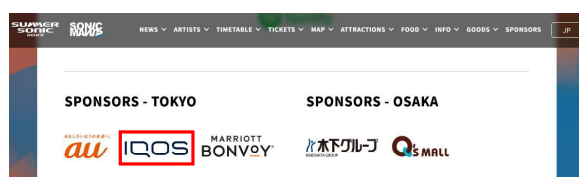
* 複数会場で同時に行われており、会場によって喫煙ポリシーが異なる

3

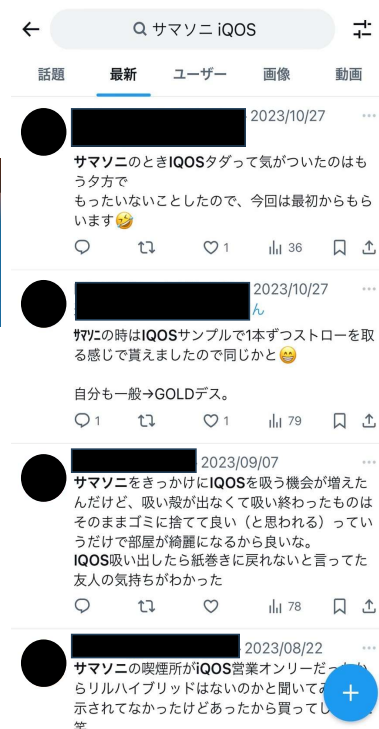
図2. サイトにたばこ会社協賛明記有



↑喫煙所以外でのポイ捨て



↑サマーソニック会場内の
IQOSのブース



4

<https://www.summersonic.com/>
<https://x.com/Ov0eitaro0v0/status/1162656559429586944?s=46&t=LG6QmoOZ1yRf1DbLu8wXUw>

図3. サイトにたばこ会社協賛の明記なし



↓フェス当日のgloブース



ウルトラジャパンのサイトに明記はないが、gloのサイトにはイベントの明記有り

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び課題する研究
分担研究報告書

自治体が独自に受動喫煙対策の規制を強化した「上乗せ条例」の施行状況とその評価の収集

研究分担者 姜 英 産業医科大学 産業生態科学研究所 講師
研究協力者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 所長

研究要旨

本研究は、「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）に上乗せする形で自治体が独自に制定した受動喫煙対策条例（上乗せ条例）の施行状況とその特徴を評価することを目的とした。改正健康増進法施行前を含め、日本全国の受動喫煙防止に関する条例を網羅的に収集し、2025 年度までに施行または改正された 60 条例（58 自治体）について、対象施設、規制内容、罰則の有無、加熱式タバコへの対応等を分類・整理した。その結果、第 1 種施設における屋外喫煙場所の設置禁止、一部第 2 種施設における屋内完全禁煙、加熱式タバコ専用喫煙室の設置禁止など、改正健康増進法より厳格な規制を導入する自治体が増加していた。また、子ども・妊産婦への配慮、路上喫煙対策、飲食店規制の強化も多く認められ、加熱式タバコを紙巻タバコと同様に規制する動きも広がっていた。今後、各自治体の条例の効果や運用実態を継続的に評価し、成功事例や課題を共有することで、全国的な受動喫煙防止対策のさらなる推進につながることが期待される。

A. 研究目的

2018 年 7 月 25 日に「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）が公布され、2020 年 4 月 1 日に全面施行された。この改正により受動喫煙対策が大幅に強化されたが、「特定屋外喫煙場所」や「喫煙専用室」の設置を容認するなど、受動喫煙防止対策には依然として課題が残されている。

一方、自治体では改正健康増進法に上乗せする形で独自の条例を制定し、より厳格な受動喫煙対策を実施する事例が増加している。特に 2018 年 6 月に成立した「東京都受動喫煙防止条例」では、従業員を雇用する飲食店への規制強化や、20 歳未満の者への配

慮を重視した内容が盛り込まれ、その後、同様の「上乗せ条例」を導入する自治体が全国に広がっている。

本研究の目的は、改正健康増進法施行前の条例を含め、日本全国の受動喫煙対策に関する条例を網羅的に収集・整理し、自治体が独自に実施している「上乗せ条例」の特徴を評価・共有することである。

B. 研究方法

改正健康増進法の全面施行前後に制定または改正された、全国の受動喫煙防止に関する条例を対象として、条例名、施行時期、

罰則の有無、規制内容、加熱式タバコに関する規制等の情報をインターネット上の公開資料から収集した。収集した条例について、改正健康増進法に対する上乗せ内容の観点から分類・整理を行った。

(倫理面への配慮)

本研究は、人を対象とする研究ではないため、該当しない。

C. 研究結果

改正健康増進法施行前を含め、日本国内の受動喫煙防止に関する条例を網羅的に収集した結果、2025 年度までに多数の自治体において、改正健康増進法を上回る規制を含む「上乗せ条例」が施行または改正されていることが確認された。

改正健康増進法と施行された 60 個の条例(58 自治体)について、条例の名称、概要、特徴、罰則の有無、加熱式タバコに関する規制の有無を表 1 と表 2 にまとめた。

各自治体の「上乗せ内容」は以下のように分類された。

- 第 1 種施設の屋外喫煙場所に対する規制の強化
保育所、学校等について屋外喫煙場所の設置を禁止する(努力義務を含む)
兵庫県*
東京都*
北海道
広島県
山口県
静岡県
山形県
秋田県

千葉市(千葉県)*
四条畷市(大阪府)*
調布市(東京都)*
福島市(福島県)*
士別市(北海道)
苫小牧市(北海道)
清瀬市(東京都)
豊橋市(愛知県)
蒲郡市(愛知県)
田村市(福島県)
多治見市(岐阜県)
袋井市(静岡県)
諏訪市(長野県)
志免町(福岡県)

- 第 2 種施設における規制の強化

山形県
調布市(東京都)*
福島市(福島県)*
豊中市(大阪府)*
豊橋市(愛知県)
苫小牧市(北海道)
袋井市(静岡県)
中央区(東京都)

- 加熱式タバコ専用喫煙室の設置不可

秋田県
豊橋市(愛知県)
蒲郡市(愛知県)

- 加熱式タバコ専用室での飲食不可

多治見市(岐阜県)

- 子ども、妊産婦に特化した上乗せ

東京都
兵庫県

北海道
青森県
福島県
清瀬市（東京都）
袋井市（静岡県）
山形市（山形県）
名古屋市（愛知県）
寝屋川市（大阪府）＊
広陵町（奈良県）＊

● 路上に特化した上乗せ

福島市（福島県）＊
市原市（千葉県）＊
習志野市（千葉県）＊
大阪市（大阪府）＊
寝屋川市（大阪府）＊
四条畷市（大阪府）＊
豊中市（大阪府）＊
和光市（埼玉県）＊
千代田区（東京都）＊
調布市（東京都）＊
三鷹市（東京都）＊
多摩市（東京都）＊
広陵町（奈良県）＊
尼崎市（兵庫県）＊
白井市（千葉県）＊

諏訪市（長野県）
清瀬市（東京都）
士別市（北海道）
松本市（長野県）
田村市（福島県）
高石市（大阪府）
南丹市（京都府）

● 飲食店に特化した上乗せ

東京都＊
兵庫県＊
埼玉県＊
大阪府＊
北海道
岡山県
千葉市（千葉県）＊

＊罰則ある自治体

2025 年度に追加／改正

D. 考察

自治体が制定した「上乗せ条例」では、特に子どもや妊産婦への配慮、路上喫煙対策、飲食店に対する規制強化が多く認められた。単なる屋内禁煙にとどまらず、屋外喫煙場所の設置禁止や、加熱式タバコ専用喫煙室への規制など、改正健康増進法よりも厳格な対策を導入する自治体が増加している。

特に、加熱式タバコを紙巻タバコと同様に規制対象とする自治体が増加しており、加熱式タバコ専用喫煙室を認めない自治体も認められた。これは、加熱式タバコによる受動喫煙や健康影響への懸念が自治体レベルで広がっていることを示唆する結果と考えられる。

また、第1種施設における屋外喫煙場所の設置を認めない自治体も増加しており、改正健康増進法で認められている「特定屋外喫煙場所」に対しても、自治体においてより厳格な対応を実施していることが明らかとなった。

さらに、路上喫煙対策については、罰則を

伴う条例を導入する自治体が増加しており、受動喫煙防止のみならず、歩行喫煙やポイ捨て防止等を含めた生活環境対策として位置づけられている可能性がある。

今後、改正健康増進法を見直す際には、以下の「上乗せ条例」の内容を参考となると考えられる。

- 第1種施設における屋外喫煙場所の設置禁止
- 第2種施設を含めて敷地内全面禁煙
- 加熱式タバコを紙巻タバコと同等の規制
- 加熱式タバコ専用喫煙室での飲食禁止
- 従業員を雇用する飲食店への屋内禁煙義務
- 子ども・妊産婦と同室・同乗時の喫煙禁止
- 路上喫煙や屋外灰皿設置等の制限
- 20歳未満の者に対する立入制限強化

E. 結論

自治体が独自に制定した「上乗せ条例」により、子どもや妊産婦への配慮、路上喫煙対策、飲食店規制の強化など、改正健康増進法を上回る受動喫煙対策が全国で進められていることが明らかとなった。特に、第1種施設における屋外喫煙場所の設置禁止、一部の第2種施設における屋内完全禁煙、加熱式タバコ専用喫煙室の設置禁止など、より厳格な対策を導入する自治体が増加していた。また、加熱式タバコについても、紙巻タバコと同様に規制対象とする自治体が増加していた。

今後も、条例の施行状況や運用実態を継続的に評価するとともに、自治体間で成功事例や課題を共有することで、全国的な受

動喫煙防止対策のさらなる推進につなげられる可能性がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

引用文献

岡本 光樹. 各地の受動喫煙防止条例の内容比較.

厚生労働科学研究費 補助金疾病・障害対策研究分野循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究（受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究）令和2年度 総括・分担研究報告書. 2021年.

資料 3

表 1. 各自治体の受動喫煙防止条例（改正健康増進法成立前）

自治体	公布時期	条例の名称	施行時期	罰則	特徴	概要
神奈川県	2009年3月31日	神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例	2010年4月1日 （一部、2011年4月1日施行） 2020年4月1日改正 2024年4月1日改正	あり	法規制上乘せ	・「喫煙」の定義に「加熱」を加えた ・「県特定第1種施設」に該当する施設は、加熱式たばこ専用喫煙室は設置できない （例：映画館、百貨店、銀行、図書館、遊園地、老人ホームなど） ・加熱式たばこ専用喫煙室を設置する場合、喫煙禁止区域の面積を、共同利用区域を除く公共的空間の面積の合計のおおむね2分の1以上とするように努める ・20歳未満の立入禁止違反に対し、施設管理者に罰則が適用される ・「屋内に準ずる環境」として、屋外の一部が規制対象に含まれる （例：階段状の客席を有する野球場、陸上競技場、競馬場・競輪場）
芳賀町 （栃木県）	2010年9月6日	芳賀町公共施設における受動喫煙防止条例	2011年4月1日	なし	法規制上乘せ	一部の公共施設の建物内及び喫煙禁止区域内においての喫煙を禁止 （例：保健センター、地域体育館、教育施設等）
兵庫県	2012年3月21日	兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例	2013年4月1日 （一部、2013年10月1日） 2020年4月1日改正	あり	法規制上乘せ 子ども、妊産婦特化 努力義務	・保育所～高校の屋外喫煙所と官公庁の建物内喫煙室を禁止 ・全面禁煙の飲食店も標識の掲示義務 ・建物の出入口で歩道に面した場所の灰皿の設置禁止 ・妊婦の喫煙禁止、20歳未満及び妊婦と同室内・車内の喫煙禁止
広島県	2015年3月16日	広島県がん対策推進条例	2015年3月16日 （一部、2016年4月1日） 2020年4月1日改正	なし	法規制上乘せ 子ども特化 努力義務	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等及び児童福祉施設等での屋外の喫煙場所の設置を不可とし、敷地内完全禁煙とする （2020年4月1日から） ・学校、遊具のある公園、その付近（7m以内）の公道等の屋外灰皿について子供への配慮
美唄市 （北海道）	2015年12月11日	美唄市受動喫煙防止条例	2016年7月1日 2020年4月1日改正	なし	子ども、妊産婦特化 努力義務	・妊娠中の方や子育てされている方、20歳未満の子どもと同室の空間、同乗している自動車内で、たばこを吸わないよう努める ・たばこを吸う方は、近隣住民、公園、学校及び児童福祉施設の敷地から100m以内の路上において、受動喫煙防止に努める
東京都	2017年10月13日	東京都子どもを受動喫煙から守る条例	2018年4月1日	なし	子ども特化努力義務	・家庭等における子どもと同室の空間、子どもが同乗している自動車内に喫煙しないよう努める ・公園、児童遊園、広場等、学校、児童福祉施設等の周辺の路上、小児科・小児歯科の病院・診療所等の敷地の外周から7m以内の路上で子どもの受動喫煙防止に努める
香芝市 （奈良県）	2018年3月6日	香芝市受動喫煙防止条例	2018年4月1日	なし		
志免町 （福岡県）	2018年3月22日	志免町受動喫煙防止条例	2018年4月1日	なし	法規制上乘せ	・公共施設（学校、病院、高齢者施設、児童福祉施設等）における公共的空間の全面禁煙
福山市 （広島県）	2018年3月27日	福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例	2018年4月1日	なし	子ども、妊産婦特化 努力義務	20歳未満と妊婦が保護対象
尼崎市 （兵庫県）	2018年6月22日	尼崎市たばこ対策推進条例	2018年6月22日 2025年4月1日改正	あり	路上特化上乘せ	・市内全域で歩きタバコ、吸い殻のポイ捨ての禁止 ・路上喫煙禁止区域の喫煙禁止 ・路上喫煙禁止区域で喫煙した場合は1,000円の過料 （2025年4月1日から）
東京都	2018年7月4日	東京都受動喫煙防止条例	2020年4月1日 2022年4月1日改正	あり	子ども特化努力義務 飲食店特化上乘せ	・保育所～高校は特定屋外喫煙場所を設けない義務 ・従業員がいる飲食店 ・全面禁煙の飲食店も標識の掲示義務

2025 年度に追加／改正

表 2. 各自治体の受動喫煙防止条例（健康増進法成立後）

自治体	公布時期	条例の名称	施行時期	罰則	特徴	概要
	2018年7月25日	健康増進法の一部を改正する法律 (改正健康増進法)	2020年4月1日 (一部、2019年1月24日、2019年7月1日)	あり		・第一種施設は敷地内禁煙・屋外喫煙所可 ・第二種施設は屋内禁煙・喫煙室可 ・100m超の飲食店
千葉市 (千葉県)	2018年9月21日	千葉市受動喫煙の防止に関する条例	2020年4月1日	あり	飲食店特化上乘せ 努力義務	・従業員を使用する飲食店が規制対象 ただし風常法接待室は例外 ・行政機関に屋外喫煙所を設置しない努力義務
廿日市市 (広島県)	2018年10月1日	廿日市市公共施設における禁煙等推進条例	2019年4月1日 2020年4月1日改正 2024年3月22日改正	なし		
習志野市 (千葉県)	2018年10月4日	習志野市受動喫煙の防止に関する条例	2019年1月1日 (過料に関する規定は2019年4月1日)	あり	路上特化上乘せ	受動喫煙防止のため、指定区域（道路・公園・駅前広場）の禁煙
山口県	2018年10月16日	受動喫煙防止の取組の推進に関する条例	2018年10月16日	なし		学校、児童福祉施設等は屋外喫煙所を設けない努力義務
静岡県	2018年10月23日	静岡県受動喫煙防止条例	2019年4月1日 2020年4月1日改正	なし	努力義務上乘せ	・保育所～高校は屋外喫煙所を設けない努力義務 ・保険者の責務 ・禁煙飲食店の掲示
大阪府	2018年12月13日	大阪府子どもの受動喫煙防止条例	2018年12月13日	なし	子ども特化 努力義務	児童虐待防止法を引用し18歳未満が保護対象
四条市 (大阪府)	2018年12月13日	四条市受動喫煙の防止に関する条例	2019年10月1日	あり	路上特化上乘せ	・保育所～高校の屋外喫煙所設置不可 ・受動喫煙防止のため、市内すべての道路・公園の禁煙 ・路上喫煙を行った場合は1,000円の過料
山形県	2018年12月25日	山形県受動喫煙防止条例	2019年7月1日 (一部、2020年4月1日)	なし	努力義務を上乘せ	・保育所～高校・医療機関は屋外喫煙所を設けない努力義務 ・第二種施設のうち公共性高いものは、喫煙室を設けない努力義務
土別市 (北海道)	2019年2月20日	土別市受動喫煙防止条例	2019年4月1日	なし	路上特化上乘せ	・保育所～高校、病院は敷地内禁煙 ・道路・公園・広場など子ども周辺で喫煙しない努力義務 ・歩行禁煙
松本市 (長野県)	2019年3月15日	松本市受動喫煙防止に関する条例	2019年7月1日	なし	路上特化上乘せ	・受動喫煙防止のため、指定区域の禁煙 違反には指導のみ
大阪府	2019年3月20日	大阪府受動喫煙防止条例	2020年4月1日 (一部、2022年4月1日) 2025年4月1日改正	あり	飲食店特化上乘せ	・従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙（努力義務） ・客席面積が30㎡を超える飲食店は原則屋内禁煙（2025年4月1日 から）
調布市 (東京都)	2019年3月26日	調布市受動喫煙防止条例	2019年7月1日	あり	路上特化上乘せ	・受動喫煙防止のため、指定区域（路上・駅前広場）の禁煙 ・学校・保育園・幼稚園・児童館などに隣接している道の禁煙 ・市立の公園や広場での喫煙の禁止 ・市の施設は敷地内禁煙、屋外喫煙所設置不可
豊橋市 (愛知県)	2019年3月27日	豊橋市受動喫煙防止条例	2019年7月1日 (一部、2020年4月1日)	あり	努力義務を上乘せ	・学校・病院に屋外喫煙所を設けない努力義務 ・市の施設、敷に屋内・屋外喫煙所を設けない努力義務 ・スクールバス等（未成年者を迎送する自動車）に禁煙する努力義務 ・指定たばこ専用室では飲食等不可とする努力義務
多摩市 (東京都)	2019年3月29日	多摩市受動喫煙防止条例	2019年10月1日	あり	路上特化上乘せ	・指定区域の禁煙、罰則あり ・公園内、市施設・教育施設等の隣接路上の禁煙
田村市 (福島県)	2019年6月21日	田村市受動喫煙の防止に関する条例	2019年7月1日	なし	路上特化上乘せ	・市の施設は敷地内全面禁煙、屋外喫煙所の設置不可 ・道路を緑石などで区画した歩行者用の道路での禁煙
箕輪町 (長野県)	2019年6月24日	箕輪町受動喫煙防止条例	2019年7月1日	なし		
秋田県	2019年7月2日	秋田県受動喫煙防止条例	2020年4月1日 (一部、2028年4月1日)	なし	法規制上乘せ 飲食店特化上乘せ	・保育所～高校は敷地内禁煙・屋外喫煙所設置禁止 ・駅・空港の喫煙室設置禁止 ・事業所、従業員を雇用する飲食店 「指定たばこ専用喫煙室」を設置しない努力義務
蒲郡市 (愛知県)	2019年9月26日	蒲郡市受動喫煙防止条例	2019年12月1日 (一部、2020年4月1日)	なし	努力義務を上乘せ	・20歳未満が主に利用する市の管理施設の敷地内禁煙、 屋外喫煙所の設置不可 ・屋内禁煙に指定されている第二種施設に、 加熱式たばこ専用喫煙室の設置不可（2020年4月1日から）
高石市 (大阪府)	2019年9月27日	高石市受動喫煙・路上喫煙等対策の総合的推進に関する条例	2020年4月1日	なし	路上特化上乘せ	・主要駅（高石駅・羽衣駅・東羽衣駅・富木駅）周辺に路上喫煙禁止区域 ・市内全域において吸い殻のポイ捨ての禁止
多治見市 (岐阜県)	2019年9月30日	多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例	2020年4月1日	なし	努力義務を上乘せ	・保育所～高校は特定屋外喫煙場所を設けない義務 ・公園等の市が管理する施設の原則禁煙 ・加熱式タバコ喫煙室での飲食等を不可とする努力義務 ・歩きタバコ禁止 ・20歳未満の者の周辺での喫煙の禁止
苫小牧市 (北海道)	2019年12月23日	苫小牧市受動喫煙防止条例	2020年4月1日	なし	努力義務上乘せ	・第一種施設の敷地内全面禁煙、屋外喫煙所の設置禁止 ・市の体育館・文化施設の建物内全面禁煙、喫煙室禁止 ・禁煙飲食店の掲示
那賀町 (徳島県)	2020年1月7日	那賀町子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例	2020年1月7日	なし		
市原市 (千葉県)	2020年3月12日	市原市受動喫煙の防止に関する条例	2020年4月1日	あり	路上特化上乘せ	・路上等重点区域（駅周辺）禁煙 自動車等の内部で喫煙している者を除く ・違反者には2万円以下の過料
岡山県	2020年3月24日	岡山県受動喫煙防止条例	2020年4月1日 (一部、2020年10月1日)	なし	飲食店特化努力義務	・従業員を使用する飲食店は屋内の全部を喫煙可能室とし努力義務 ・敷地内全面禁煙実施施設認定制度
湖南市 (滋賀県)	2020年3月24日	湖南市受動喫煙の防止に関する条例	2020年7月1日	なし		
名古屋市長 (愛知県)	2020年3月27日	名古屋市長子どもを受動喫煙から守る条例	2020年4月1日	なし	子ども特化 努力義務	・19歳未満対象 ・住居・室内・屋外を明示 ・禁煙治療の普及
北海道	2020年3月31日	北海道受動喫煙防止条例	2020年4月1日	なし	努力義務を上乘せ 飲食店特化努力義務	・保育所～高校は特定屋外喫煙場所を設けない義務 ・20歳未満・妊婦がいる場所で喫煙をしない努力義務 ・従業員等（雇用関係のない親族や派遣職員等を含む）に対する受動喫煙防止対策に努める
埼玉県	2020年3月31日	埼玉県受動喫煙防止条例	2021年4月1日	あり	飲食店特化上乘せ	・従業員を雇用する飲食店は、全従業員の書面承諾を得られない場合、喫煙可能室の設置は不可 ・5万円以下の過料

2025 年度に追加／改正

自治体	公布時期	条例の名称	施行時期	罰則	特徴	概要
寝屋川市 (大阪府)	2020年4月1日	寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例	2020年10月1日	あり	子ども特化努力義務 路上特化上乗せ	・18歳未満対象 ・家庭・車内・路上（学校外周・通学路・公園）を明示 ・市内鉄道4駅周辺は路上喫煙禁止区域 ・違反者には1,000円の過料
福島市 (福島県)	2020年6月19日	福島市受動喫煙防止条例	2020年7月1日 （一部、2020年10月1日、2021年3月1日）	あり	路上特化上乗せ	・市が設置又は管理する公共施設（公用車を含む）は原則敷地内禁煙 ・区域内は路上禁止法（2020年10月1日から） ・命令に違反した者には2,000円の過料（2021年3月1日から）
豊中市 (大阪府)	2020年6月19日	豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例（豊中市スマイルクリーン条例）	2021年4月1日	あり	路上特化上乗せ	・公園、屋外競技場は禁煙 ・市内鉄道8駅周辺を新たに「路上喫煙禁止区域」に指定。 喫煙の中止命令を従わなかった場合、2万円以下の過料
中央区 (東京都)	2020年6月30日	中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例	2020年7月1日	なし	努力義務を上乗せ	・指定喫煙場所以外の公共の場所（区内全域の道路、公園、広場）での喫煙の禁止 ・人通りの多い場所の近くに灰皿を置かない ・子どもの通学時間帯に灰皿を使わない
三鷹市 (東京都)	2020年10月1日	三鷹市受動喫煙防止条例	2021年4月1日	あり	路上特化努力義務	・路上や公園などを含む屋外での受動喫煙防止 違反者には、2,000円の過料 ・小・中・高校の通学路、「喫煙マナーアップ区域」での受動喫煙防止
清瀬市 (東京都)	2020年10月1日	清瀬市受動喫煙防止条例	2021年4月1日	なし	子ども特化上乗せ 路上特化上乗せ	・市内の公私立保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの敷地に隣接する路上での喫煙を禁止 ・市役所庁舎、学校、児童福祉施設、公園や広場、その他市の公共施設の敷地内は禁煙
山形市 (山形県)	2020年10月7日	山形市子どもの受動喫煙防止条例	2021年3月1日	なし	子ども特化努力義務	子供が周囲にいる場所（家庭内、同乗している車内、公園など）、学校や保育所等、小児科等の病院又は診療所、その他これらに準ずるものの周辺路上で喫煙をしないように努める
袋井市 (静岡県)	2020年12月28日	袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例	2021年7月1日	なし	法規制上乗せ 子ども特化上乗せ	・19歳以下の子どもが主に利用する施設は敷地内完全禁煙、敷地外隣接道路喫煙不可（努力義務） ・第一種施設、多数の者が利用する第二種施設について、市所管施設は敷地内完全禁煙（特定屋外喫煙場所は設置不可） 市所管外施設は努力義務
福島県	2021年3月23日	ふくしま受動喫煙防止条例	2021年4月1日	なし	子ども特化努力義務	・子どもや妊婦等がいる場所（家庭、自動車の車内、路上等、公園、児童遊園）で喫煙しないように努める ・第二種施設の飲食店等で、喫煙所を設けていない場合、屋内が禁煙であることを表示するよう努める
広陵町 (奈良県)	2021年3月26日	広陵町たまらん煙（受動喫煙）から健康を守る思いやり条例	2021年10月1日	あり	子ども特化上乗せ 路上特化上乗せ	・町役場、さわやかホール、学校、診療所、児童福祉施設等敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所は設置不可） ・小中学校の敷地に隣接する路上が路上喫煙禁止区域に指定 喫煙の中止命令を従わなかった場合、1,000円の過料
東広島市 (広島県)	2021年12月21日	東広島市受動喫煙の防止に関する条例	2022年4月1日	なし	法規制上乗せ	・受動喫煙防止区域（公園、広場など）での喫煙禁止（2022年5月31日から） ・禁煙外来治療費助成制度
大阪市 (大阪府)	2007年3月30日	大阪市路上喫煙の防止に関する条例	2007年4月1日 （一部、2007年10月1日） 2022年9月1日改正 2025年1月27日改正	あり	路上特化上乗せ	・路上喫煙禁止地区での喫煙禁止 ・市内全域が路上喫煙禁止（2025年1月27日から） ・路上喫煙を行った場合は1,000円の過料
諏訪市 (長野県)	2022年9月22日	諏訪市受動喫煙のない思いやりと健康のまちづくり条例	2023年4月1日	なし	法規制上乗せ 路上特化上乗せ	・第一種施設である市役所庁舎と水道局は敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を設置しない） ・受動喫煙防止重点区域での喫煙禁止
青森県	2023年3月24日	青森県受動喫煙防止条例	2023年3月24日	なし	子ども、妊産婦特化努力義務	未成年者や妊産婦が利用する施設は特定屋外喫煙場所を定めないよう努める
葛飾区 (東京都)	2005年3月29日	葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例	2005年9月1日 2018年4月1日改正 2023年9月1日改正	あり	路上特化上乗せ	・区内全域で歩きタバコ・ごみのポイ捨て等の禁止 ・喫煙禁止区域内では指定喫煙場所を除き、立ち止まっでの喫煙の禁止 ・違反者には、2万円以下の過料
福井市 (福井県)	1996年12月25日	福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例	1997年10月1日 （一部、1997年7月1日） 2024年3月1日改正	あり	路上特化上乗せ	・福井駅周辺の路上喫煙禁止、違反者には1万円以下の過料（2024年3月1日から）
和光市 (埼玉県)	2006年3月20日	和光市路上喫煙等の防止に関する条例	2006年10月1日 2024年7月1日改正	あり	路上特化上乗せ	・路上喫煙禁止地区での喫煙禁止、吸い殻のポイ捨ての禁止 ・私有地（道路等以外の場所）の喫煙所の設置及び喫煙について、歩行者等に対する受動喫煙への配慮
千代田区 (東京都)	2002年6月25日	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例	2002年10月1日 2014年4月1日改正 2024年11月1日改正	あり	路上特化上乗せ	・区内全域が路上喫煙禁止、吸い殻のポイ捨ての禁止 ・路上喫煙、吸い殻のポイ捨てを行った場合は2,000円の過料 ・「加熱式タバコ」の路上喫煙者にも過料（2024年11月1日から）
白井市 (千葉県)	2025年3月25日	白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例	2025年10月1日	あり	路上特化上乗せ	・受動喫煙防止重点区域での禁煙、違反の場合2,000円の過料
南丹市 (京都府)	2025年3月31日	南丹市健康なまちづくりのための受動喫煙防止条例	2025年4月1日	なし	路上特化上乗せ	・市内の道路、公園、広場、河川敷その他屋外などでの公共の場所において、歩行中又は自転車などの乗車中に喫煙禁止 ・タバコのぼい捨ての禁止
横浜市 (神奈川県)	1958年3月31日	横浜市公園条例	1958年4月1日 2025年4月1日改正	あり	公園特化	・市立公園内の喫煙の禁止 ・違反者には、5万円以下の過料

2025 年度に追加／改正

資料 1. 「尼崎市たばこ対策推進条例」の一部改正（2025 年 4 月 1 日施行）

尼崎市たばこ対策推進条例

条例の内容

「尼崎市たばこ対策推進条例」の概要と本文を掲載しています。

概要

2018年（平成30年）6月に制定されたこの条例は、市、市民、事業者などが協力してたばこ対策に取り組んでいくためのルールとなるものです。条例では、主に禁煙の支援、受動喫煙の防止、市内全域での歩きタバコの禁止、たばこの吸い殻のポイ捨て禁止、また、路上喫煙禁止区域を指定すること及び同禁止区域内で条例に違反した場合、1,000円の過料徴収を行うことなどを定めています。



(令和7年4月1日から)

路上喫煙禁止区域で喫煙した場合
【過料 1,000円】
を徴収*します。(尼崎市たばこ対策推進条例 第18条) *徴収予定

1 路上喫煙禁止区域では喫煙できません。
令和6年度中に市内全ての鉄道駅（13駅）周辺を路上喫煙禁止区域に指定する予定です。

2 歩きタバコ・吸い殻のポイ捨ては市内全域で禁止されています。
歩きタバコは、周囲の人が煙で不快な思いをするだけでなく、手に持ったタバコが、小さな子どもに当たると大変危険です。

3 喫煙の際に出たごみは持ち帰りましょう。
他都市では、利用マナーの悪さから喫煙所が閉鎖された事例もあります。一人ひとりの心がけて、喫煙所をきれいに保ちましょう。

住みたい、ずっと住み続けたいまちに
尼崎市 マナー向上推進担当
TEL 06-6489-6581 FAX 06-6489-6686



参考サイト：https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kenko/kenko_joho/1011882/1011888/index.html

資料 2. 南丹市健幸なまちづくりのための受動喫煙防止条例（2025 年 4 月 1 日施行）

『南丹市健幸なまちづくりのための受動喫煙防止条例』が、
令和7年4月1日から施行されました！

R7.4 月作成

条例制定の背景

タバコは、肺がん・心不全・心筋梗塞・脳卒中・乳幼児突然死症候群などの発症に深く関わっています。そして、タバコを吸っている人だけでなく、周りにいる人にも影響を及ぼします。特に、こども・妊婦・授乳中の方・健康上の配慮が必要な方は、タバコの被害が大きく、より受動喫煙防止の取り組みが必要です。

重点的な取り組み

喫煙者等への**禁煙**支援
最初の1本を予防する**防煙**

望まない受動喫煙を防ぐ**分煙**
正しい知識の**普及啓発**



条例制定で目指すこと

- ＊地域の美観を守る
- ＊安全で安心して子育てがしやすいまちづくり

**安心して暮らせる地域の実現を目指して、
吸う人、吸わない人の権利を尊重し合える健幸なまちづくりを推進します**

それぞれの役割

市の役割

- ＊ 目的を達成するため、広報、啓発、助言その他の必要な施策を実施します。
- ＊ 施策を実施するにあたっては、関係者と連携・協力し、施策の効果が最大限発揮できるよう努めます。

市民等の役割

- ＊ 受動喫煙による健康への影響について理解しましょう。
- ＊ 喫煙する際は、**受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮**しましょう。
周りにこどもや妊婦は居ませんか？ 特に注意が必要です。
- ＊ ばい捨てをしてはいけません。
- ＊ 市内の道路、公園、広場等 公共の場所で、歩行中や自転車等の乗車中に喫煙してはいけません。

事業者の役割

- ＊ 受動喫煙による**健康への影響について理解**を深め、事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を防止するための事業所等の周辺環境の清潔保持に努めましょう。
- ＊ 従業員等に対する、**喫煙マナーの向上**の啓発に努めましょう。
喫煙による迷惑行為及びばい捨てを行うことのないよう、環境を整備してください。

**オールな tant んで、受動喫煙を防ぎ、
だれもが安心して暮らせる健幸なまちづくりをしていきましょう！**

問合せ先：南丹市役所 健幸まちづくり課（0771-68-0016）
南丹市教育委員会 こども家庭課（0771-68-0028）

参考サイト：https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/111/005/000/index_1010386.html

資料3.「横浜市公園条例」の一部改正（令和7年4月1日施行）

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部を改正し、市立公園内において禁止する行為として、「喫煙をすること」（※）を追加しました。

※たばこ事業法上の製造たばこ（紙巻たばこや加熱式たばこ）が対象となります。

令和7年4月から 横浜市の公園は 禁煙になります

みなさまが気持ちよく安心して公園を利用できるよう
ご理解とご協力をお願いします。

■屋外での受動喫煙対策について、引き続き協力をお願いします。
留守まい受動喫煙を防ぐため、喫煙が禁止されている場所でも、周囲に人がいる場合には喫煙を控えるなどの配慮を
お願いします。また、市内全域でサイディング禁止です。お住まいの地域もご確認ください。

公園の禁煙化について
TEL: 045-671-2642 MAIL: mk-koenkamri@city.yokohama.lg.jp

受動喫煙防止対策について
（喫煙禁止区域の設置等）

ポイ捨て・歩きタバコについて
（喫煙者以外の方の禁止事項）

【掲載先】みどり環境局公園緑地管理課
TEL: 045-671-2642 MAIL: mk-koenkamri@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

参考サイト：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/pkns.html>

資料 4. 白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例（2025 年 10 月 1 日施行）

白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例 令和7年10月1日施行



受動喫煙を生じさせないためのルールを定めました！

令和7年10月1日 から

路上等では以下のルールを守りましょう

- ①喫煙する際は、周囲に配慮しましょう
- ②事業者は、受動喫煙防止に必要な環境を整備しましょう
- ③重点区域内は**原則禁煙**です（分煙施設を除く）
- ④重点区域内で喫煙をし、指導に従わない場合は、**過料（2,000円）**に科されます



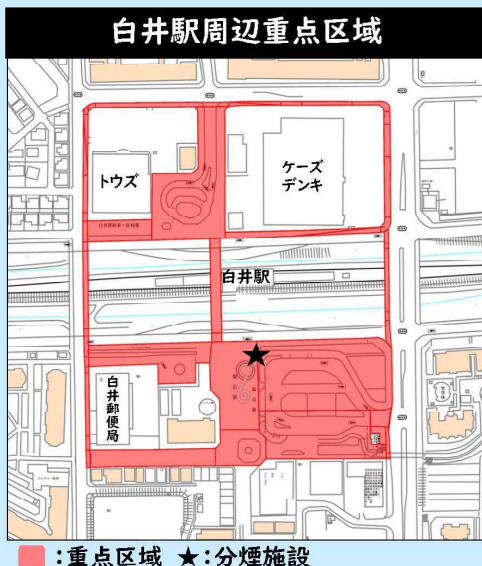
詳細はこちらから！



受動喫煙防止重点区域

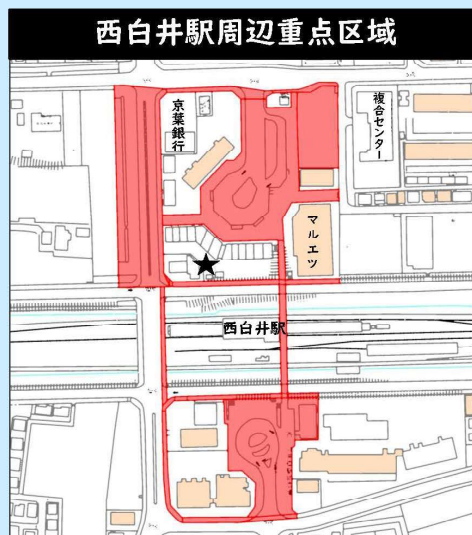


白井駅周辺重点区域



■：重点区域 ★：分煙施設

西白井駅周辺重点区域



【問合せ先】白井市健康課・環境課 ☎047-492-1111（代表）

参考サイト：<https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/kenko/k01/kko005/kko006/kko032/15713.html>

厚生労働科学研究費補助金（補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病事業）
改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び
課題解決に資する研究
分担研究報告書

主要国の受動喫煙対策推進状況についての情報収集と比較

研究代表者	大和 浩	産業医科大学 産業生態科学研究所 教授
研究分担者	姜 英	産業医科大学 産業生態科学研究所 講師
研究協力者	平野 公康	大阪経済大学 人間科学部 教授

研究要旨

たばこ規制枠組条約（通称、FCTC）で締約国の条約履行状況について報告と共有の仕組みがあることから、報告書や各国報告の内容をもとに、諸外国の受動喫煙対策状況について情報収集、とりまとめを行ってきた。

今年度は、屋内喫煙室および屋外喫煙所の設置事例を調査した。屋内喫煙室については、空港の喫煙室を対象に、設備の特徴を調べた。FCTC の報告では最高レベルの達成状況となっている国においても、わが国と類似した状況にある喫煙所／喫煙室が設置されているケースも見られた。

A. 研究目的

たばこの煙にさらされることからの保護は、たばこ規制枠組条約（通称、FCTC）において締約国に実施が求められている。またFCTCでは、締約国は事務局を通じて条約の実施について定期的な報告を提出し、情報交換を行うことが定められていることから、他国の規制状況についての情報を締約国報告より収集し、比較を行ってきた。

今年度は、昨年度までの締約国報告に加え、現地の喫煙事情や喫煙所の実態について調査することを目的とした。特に、わが国と地理的・文化的に近く、たばこを取り巻く事情が近い韓国を主な対象として、現地の実態を調べた。

B. 研究方法

主要国の受動喫煙対策状況について情

報収集

WHO がほぼ2年に1度公表している報告書「WHO report on the global tobacco epidemic」、および報告書作成の基となる各国の履行状況報告より、受動喫煙対策（”P” 評価項目）に関する内容を抽出し、比較表に取りまとめた。昨年度までに、3回分（2023年報告、2021年報告、2019年報告）の報告書を対象としたことから、本年は2025年報告を追加するとともに、締約国報告より追加情報の収集を行った。

現地の喫煙所については、研究班のメンバー及びその関係者が現地へ赴く際、喫煙事情や喫煙所の実態を調べることにした。韓国のほか、北欧のアイスランド、フィンランドと、スイス・ジュネーブの空港にある喫煙所について情報収集した。

(倫理面への配慮)

個人情報などを扱う内容ではなく、特に倫理面の配慮の必要はない。

C. 研究結果

(対象国の受動喫煙対策状況)

わが国の受動喫煙対策は、最新2025年のWHO報告書では、4段階評価のうち上から3段階目(わかりやすく優・良・可・不可とすると「可」。)となっている(表1)。韓国、フィンランド、スイスは「不可」、アイスランドは「優」となっている。

(喫煙所の実態)

・韓国

広場では喫煙者が隅の方で喫煙している様子が見受けられた(図1)。街中ではバス停や地下鉄への入口から10メートルでの喫煙が禁止されており(図2)、禁煙の表示が複数設置されていた。

屋外喫煙所が設置されている場所もあり、壁や天井で覆われている形の喫煙所(図3、4)や、閉鎖系に近い喫煙所(図5、6)、パーティションで区切られて天井のない開放系の喫煙所(図7)と、多様な形態が確認された。閉鎖系に近い喫煙所においても、入口に扉は設置されていなかった。

インチョン国際空港はビルの軒下で雨が降りこみにくい場所に天井のないパーティションと自動ドアで囲われた屋外喫煙所が設置されていた(図8、9)。

・フィンランド

フィンランドの空港では、ターミナルビル内で喫煙室が設けられていた。喫煙室に

扉はなく、通路からそのまま喫煙室に入れるようになっていたが(図10)、周囲でのたばこ臭はほとんど感じられなかった。また喫煙室内にはベンチが置かれており、喫煙者はベンチに腰掛けてたばこが吸えるようになっていた(図11)。

・アイスランド

アイスランドでも空港ビル内に喫煙できる場所があった(図12)。喫煙室は壁と天井で仕切られていて、出入り口には扉が設けられていた(図13)。喫煙室内に椅子はなく、喫煙者は立ってたばこを吸うようになっていた。

・スイス

ジュネーブの空港には、立派な喫煙室が設置されていた(図14)。室内は広く、テーブルや椅子が置かれていて、室内では喫煙以外の行為もなされていた(図15、16)。この喫煙室は、日本たばこ産業株式会社(JT)の海外子会社「JTI」によって提供されたものという掲示があった(図17)。

なお、参考資料として令和5年度に実施したG20の受動喫煙対策に係わる法律の一覧表を添付した。

D. 考察

わが国は、健康増進法の改正や条例の制定などにより、屋内・屋外とも決まった場所でのみ喫煙できる方向になってきている。屋内の喫煙室、屋外の喫煙所以外は禁煙というところも増えている。しかしながら、屋外喫煙所、屋内喫煙室の設置については異見があり、煙の流出などの苦情もある。

今回調査を行った韓国、フィンランド、アイスランド、スイスとも喫煙所または喫煙室の設置事例があり、わが国にあるものと似た点も多く見られた。

わが国の喫煙室、喫煙所の改善にあたっては、他国の事例も参考になると思われる。

E. 結論

わが国と諸外国の受動喫煙対策の情報収集や比較分析にあたり、屋内喫煙室や屋外喫煙所の情報収集を行った。わが国と類似した状況にある喫煙室、喫煙所が設置されているケースも見られた。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表1 受動喫煙対策のWHO評価（2025年）

注） 可、不可 は下記 り	国名	2025年報告 (2024年現在)	優、良、 の基準 のとお
	日	可	
	韓	不可	
	(参考)		
	フィンランド	不可	
	アイスランド	優	
	スイス	不可	

優：8 類型の全てが完全禁煙（8 点）

良：8 類型のうち、6－7 類型が完全禁煙（6、7 点）

可：8 類型のうち、3－5 類型が完全禁煙（3～5 点）

不可：8 類型のうち、完全禁煙が2 類型以下。ゼロを含む（0～2 点）

8 類型：①病院・診療所等の医療機関、②（大学以外の）教育機関、③大学、④政府機関、⑤屋内の事業所や作業所、
⑥レストランや食事を主として提供する施設、⑦喫茶・パブ・バー、⑧公共交通機関

別添 韓国について（2025 年 WHO FCTC 2025 Republic of Korea (WPR) Status より）

前回（2023 年）の報告書の提出以降、FCTC 第 8 条の履行状況に著しい変化あり
その内容は、下記のとおり

禁煙区域の段階的な拡大および新設：

- －（拡大）幼稚園および保育所の境界から 10 メートル以内から 30 メートル以内に禁煙区域を拡大
（2024 年 8 月 17 日施行）
- －（新規指定）小・中・高校の境界から 30 メートル以内（2024 年 8 月 17 日施行）
- －（新規指定）代替教育機関（2025 年 4 月 1 日発表）

韓国の喫煙所、喫煙事情



図1 韓国ソウルの飲食店街の広場



図2 韓国ソウルの地下出入口付近

地下鉄入口から10メートルでの喫煙を禁止する標識が複数設置されている



図3 韓国ソウルの繁華街の屋外喫煙所



図4 屋外喫煙所の内部



図5 別の目抜き通りの屋外喫煙所



図6 屋外喫煙所の近影（ドアなし）



図7 パーティションで区切られた開放系の屋外喫煙所



図8 韓国インチョン空港の屋外喫煙所
（自動ドアあり、天井なし）



図9 屋外喫煙所の内部

フィンランドの喫煙所、喫煙事情



図 10 フィンランドの空港内喫煙室（屋内）



図 11 喫煙室内の様子

アイスランドの喫煙所、喫煙事情



図 12 アイスランドの空港内喫煙室（屋内）



図 13 喫煙室内の様子

スイスの喫煙所、喫煙事情



図 14 ジュネーブ空港の喫煙室（屋内）



図 15 喫煙室内の様子 1



図 16 喫煙室内の様子 2



図 17 喫煙室の掲示

参考資料1 主要国の受動喫煙対策のWHO評価

国名	2023 年報告 (2022 年現在)	2021 年報告 (2020 年現在)	2019 年報告 (2018 年現在)
日	可	可	可*
米	—	—	—
英	優	優	優
独	不可	不可	不可
仏	可	可	☆
伊	不可	不可	☆
加	優	優	優
中	不可	不可	不可
韓	不可	不可	不可
アルゼンチン	優	優	優
豪州	優	優	優
ブラジル	優	優	優
インド	良	良	良☆
インドネシア	—	—	—
メキシコ	優	不可	☆
ロシア	優	優	優
サウジアラビア	良	良	良☆
南アフリカ	可	可	不可
トルコ	優	優	優

注) 米国、インドネシアはたばこ規制枠組み条約 (FCTC) を締約していないため、評価なし

優、良、可、不可の基準は下記のとおり

優：8 類型の全てが完全禁煙 (8 点)

良：8 類型のうち、6—7 類型が完全禁煙 (6、7 点)

可：8 類型のうち、3—5 類型が完全禁煙 (3—5 点)

不可：8 類型のうち、完全禁煙が 2 類型以下。ゼロを含む (0—2 点)

8 類型は、①病院・診療所等の医療機関、② (大学以外の) 教育機関、③大学、④政府機関、

⑤屋内の事業所や作業所、⑥レストランや食事を主として提供する施設、⑦喫茶・パブ・バー、⑧公共交通機関

※) 日本では受動喫煙防止のための改正健康増進法が報告時点で可決・成立していたため、未施行 (2020 年 4 月完全施行) であったものの、前もって評価が上げられた。

☆) 2019 年報告書では、技術的要件を満たした喫煙室の設置を認めている場合は「☆」としていたが、2021 年以降の報告書では、喫煙室が設置されている場合は完全禁煙でないで認められない評価に変更された。

参考資料 2 WHO 2023 年報告書における対象 8 施設類型の状況（主要国のみ）

国名	点数	病院	学校	大学	政府機関	事業所	レストラン	喫茶 パブ・バー	公共 交通
日	4	○	○	○	○	×	×	×	×
米	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英	8	○	○	○	○	○	○	○	○
独	0	×	×	×	×	×	×	×	×
仏	3	○	○	○	×	×	×	×	×
伊	0	×	×	×	×	×	×	×	×
加	7	○	○	○	○	×*	○	○	○
中	2	×	○	×	×	×	×	×	○
韓	2	○	○	×	×	×	×	×	×
アルゼンチン	8	○	○	○	○	○	○	○	○
豪州	8	○	○	○	○	○	○	○	○
ブラジル	8	○	○	○	○	○	○	○	○
インド	6	○	○	○	○	○	×	×	○
インドネシア	—	—	—	—	—	—	—	—	—
メキシコ	8	○	○	○	○	○	○	○	○
ロシア	8	○	○	○	○	○	○	○	○
サウジアラ ビア	6	○	○	○	○	○	×	×	○
南アフリカ	0	×a	×a	×a	×a	×	×	×	×
トルコ	8	○	○	○	○	○	○	○	○

＊）カナダでは、事業所について連邦法では規制がなされていないものの、州法等によってほとんどの地域では規制がなされている（人口カバー率 90%以上）。このため、国の評価では 8 類型全てで完全禁煙の評価となっている。

注）

イタリアは技術的要件を満たした喫煙専用室が設置可能なため、WHO 評価では×となっている（8 種全て）。フランスも、技術的要件を満たした喫煙専用室が設置可能なため、WHO 評価では×となっている（5 種）。インドおよびサウジアラビアは、レストラン、パブ・バーで技術的要件を満たした喫煙専用室が設置可能なため、WHO 評価では×となっている（2 種）。

南アフリカでは、保健当局が認めた場合は喫煙専用室を設置できる法律となっているが、a 区分では現在まで該当事例はない。

英国は、上記 8 類型以外にも、文化施設やショッピング施設、ナイトクラブ等についても禁煙の法規制が導入されている（2019 年報告による）。

英、仏、加では、自家用車についても、未成年者が同乗する場合等、禁煙の法規制が一部導入されている（2019 年報告による）。

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び
課題解決に資する研究
分担研究報告書

屋外での受動喫煙による健康影響に関するエビデンスの収集と評価

研究分担者 大森 久光 熊本大学大学院 生命科学研究部 教授

研究分担者 河井 一明 産業医科大学 産業生態科学研究所 名誉教授

研究要旨

屋外での受動喫煙が考えられる対象者として、屋外喫煙室の清掃作業従事者に着目して調査を行なった。清掃作業従事者の尿中ニコチン代謝物濃度について、令和5・6年度に得られた結果に加え、令和7年度に新たに採取した尿の分析結果を合わせて解析したところ、採尿時の質問票において喫煙所の清掃作業があると回答した者は、ないと回答した者に比べて有意に高い値を示した。尿中DNA損傷マーカー（8-OHdG及びm⁷G）は、喫煙室清掃の有無で有意な差を認めなかった。

某健診機関で定期健診・ドック健診を受診した非喫煙者の17年間の呼吸機能検査結果を後ろ向きコホートで分析したところ、健康増進法(2003)の前後で1秒量の年間低下量が有意に減少したことが認められた。

A. 研究目的

尿中バイオマーカーを測定して、受動喫煙によるタバコ煙曝露ならびに生体影響を定量的に示すことで、屋外での受動喫煙による健康影響に関するエビデンスの収集と評価を行い、屋外の喫煙場所周辺で「望まない受動喫煙」が発生しない社会環境を実現すること、並びに喫煙所の清掃作業者の保護に寄与することを目的とする。

B. 研究方法

某健診・人間ドック受診者のうち同意が得られた者に対して、質問票を回収し、職業、喫煙状況、職場と日常生活の受動喫煙の有無を把握することで、呼吸機能への影

響を評価した。その中で、清掃業に携わる者から喫煙室の清掃作業状況の確認と健診・人間ドック検査時に採取した余剰尿について、タバコ煙曝露マーカー（ニコチン、コチニン、3-ヒドロキシコチニン、NNAL）の測定を行った。タバコ煙曝露マーカーの測定は、尿をβ-グルクロニダーゼ処理した後、珪藻土カラム（SLE+、バイオタージジャパン）を用いてクロロホルム抽出し、窒素気流下で濃縮して得たサンプルをLC-MS/MSで分析した。さらにDNA損傷マーカー（8-ヒドロキシデオキシグアノシン：8-OHdGならびに7-メチルグアニン：m⁷G）について、尿を遠心して得た上清をサンプルとしてHPLC-ECD法で分析した。

受動喫煙防止措置施行前後での非喫煙者における呼吸機能（1秒量）の年間低下量への影響について、2つの後ろ向きコホート研究を用いて検討した。コホート1は1994年から2011年までの17年間、コホート2は2002年から2019年の17年間である。2つのコホート研究の対象者は異なる。

健康増進法（2003年）、職場における喫煙対策のための新ガイドライン（2003年）、タバコ規制枠組み条約（FCTC）批准（2005年）の前後の1秒量の年間低下量を比較した。

（倫理面への配慮）

本研究は、熊本大学倫理委員会の承認（第1753号）および産業医科大学倫理委員会の承認（第R1-037）の後に、研究参加者への説明と同意を得て実施した。

C. 研究結果

令和7年度は、清掃業に係わる従業員6名（うち1名は喫煙者）の協力を新たに得て、質問票による業務内容調査、受動喫煙の状況調査を行うとともに尿を採取し、尿中のニコチン代謝物等の分析を行った。非喫煙者について、令和5・6年度に得られた結果と合わせて解析した（合計27名）ところ、測定対象とした尿中ニコチン代謝物濃度は、喫煙室の清掃作業がある者（11名）で、ない者（16名）に比べてニコチン、コチニン、3-ヒドロキシコチニンの全ての指標において有意に高い値を示した（図1）。尿中NNALの値は、非喫煙者の清掃業従業員において、いずれも検出下限以下であった。尿中DNA損傷マーカー（8-OHdG及びm⁷G）については、喫煙室清掃作

業の有無による有意な差は認められなかった（図2、3）。

健康増進法（2003年）、職場における喫煙対策のための新ガイドライン（2003年）、タバコ規制枠組み条約（FCTC）批准（2005年）の前後では、施行前に比べて1秒量の年間低下量は有意に減少した。（表1、図4）

D. 考察

受動喫煙の状況を正しく評価するには、曝露マーカーを複数測定して評価する意義があると考えられる。本研究において、喫煙室の清掃作業を含む清掃作業従事者の尿中ニコチン代謝物濃度が、喫煙室の清掃を行わない者に比べて高い傾向を示したことから、業務に起因する受動喫煙の可能性が示唆された。一方で、尿中DNA損傷マーカー（8-OHdG及びm⁷G）への影響は認められず、今後、作業内容やタバコ曝露量との関係性や屋外における受動喫煙の影響についてさらに調査が進むことが望まれる。

受動喫煙防止措置は、非喫煙者の呼吸機能に好影響を与えることが示唆された。

E. 結論

屋外で作業する清掃作業従事者において、喫煙室の清掃作業を含む場合に、受動喫煙に相当する尿中タバコ煙曝露マーカー値を認めた。

受動喫煙防止措置は、非喫煙者の呼吸機能に好影響を与えることが示唆された。

G. 研究発表

1. 論文発表

Sato Y, Onoue A, Kawai K, Yamato H,

Omori H et al. Seventeen-year
cumulative incidence of airflow
limitation and lung function
decline in two independent cohorts:
The Japanese Red Cross Kumamoto
study.
Respir Investig. 2025
Sep;63(5):844-852. doi:
10.1016/j.resinv.2025.06.019. Epub
2025 Jul 4. PMID: 40617176

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

この研究において、知的財産権に該当するものはなかった。

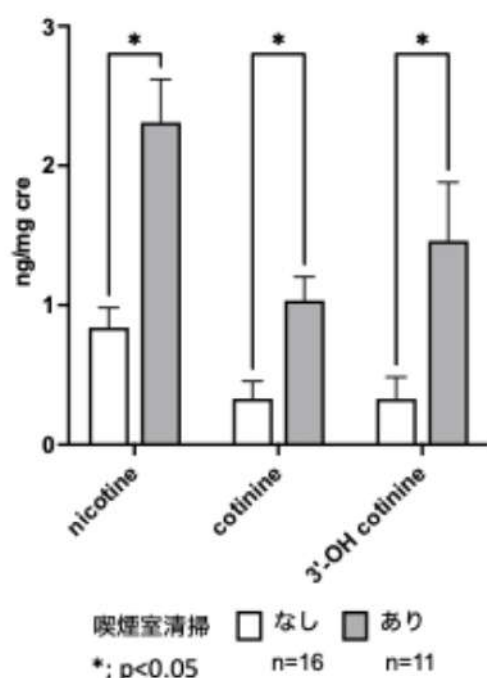


図1 喫煙室清掃作業と尿中ニコチン代謝物

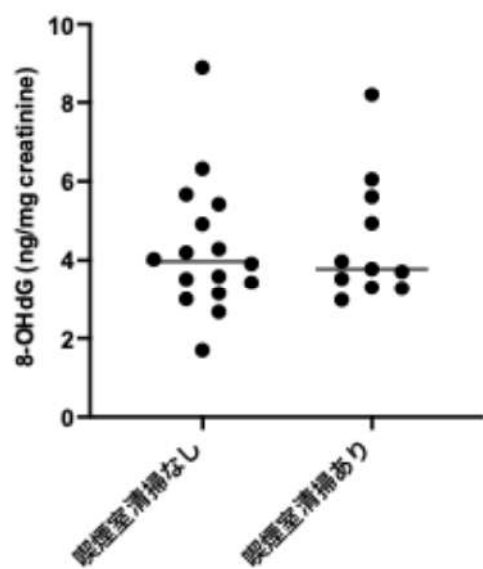


図2 喫煙室清掃作業と尿中8-OHdG

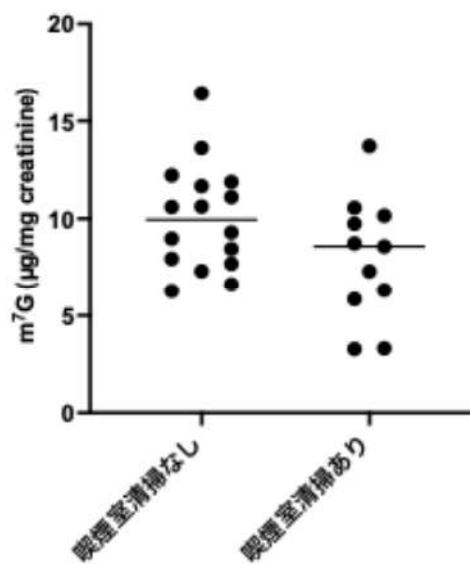


図3 喫煙室清掃作業と尿中m7G

表1. 1秒量の年間変化量: Annual decline of FEV₁ (mL/year)

Cohort 2 (2002-2019)の1秒量の年間変化量は、Cohort 1 (1994-2011)と比べて有意に低かった。

Annual decline of FEV₁ (mL/year) in Cohort 1 and Cohort 2.

	Cohort 1 (1994-2011)	Cohort 2 (2002-2019)	<i>p</i> value
Persistent never smoker	-33.4 (13.3)	-28.6 (13.5)	0.001
Quitter	-33.9 (13.3)	-29.4 (15.2)	0.001
Persistent smoker	-39.7 (14.2)	-33.2 (15.8)	0.006
Total	-34.6 (14.9)	-29.8 (14.7)	-

Notes: Data are expressed as means (standard deviation).

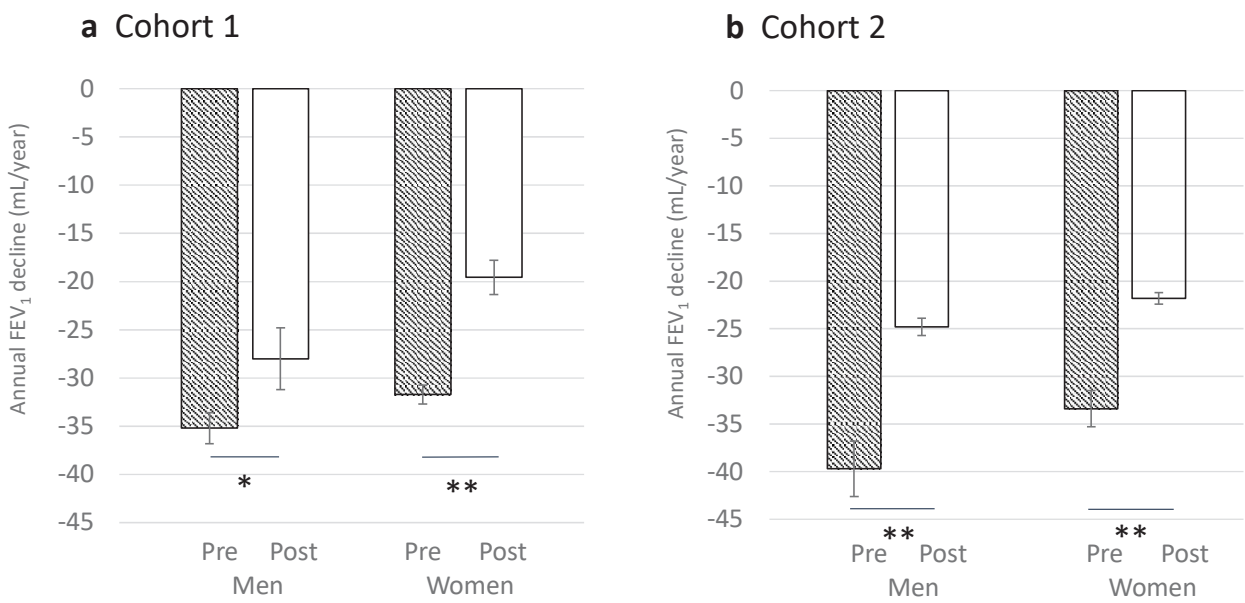
FEV₁ forced expiratory volume in one second

Sato Y, Onoue A. Omori H, et al. Respiratory Investigation 63 (2025) 844-852.

Sato Y,, Omori H. et al. ATS 2023 International Conference, Washington, DC, USA.

図4. 受動喫煙防止措置施行前後での非喫煙者における1秒量の年間低下量

健康増進法（2002年制定、2006年施行）、職場の受動喫煙防止ガイドライン（2003年）、タバコ枠組み条約（FCTC）批准（2005年）、施行後（2006年以降）では、施行前に比べて、1秒量の年間低下量は減少。



Pre: before changes in the smoking environment, Post: after changes in the smoking environment.

Data are expressed as means (standard error). P value: between pre-2006 and post-2006

• Compared 'post' to 'pre'

研究成果の刊行に関する一覧表(2025年度)

書籍

発表者名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	ページ	出版社	出版地	出版年月
大和 浩	Column 45分間ルール	一般社団法人 日本禁煙学会	禁煙学 改定5版	p136	南山堂	東京	2025.12

雑誌

発表者名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年月
Yoshihara S, Takahashi K, Uemura C, Murakami S, Harada D, Jiang Y, Yamato H	Smoking cessation strategies for different types of cigarette users using a digital peer-supported app and nicotine aids: prospective study	Journal of medical internet research	27	e75876	2025.8
Yoshihara S, Takahashi K, Uemura C, Murakami S, Harada D, Yamato H	Effectiveness of a digital peer-supported app intervention in promoting smoking cessations: nonrandomized controlled trial	Jmir mhealth and uhealth	13	e68638	2025.8
Sato Y, Onoue A, Kawai K, Yamato H, Omori H et al.	Seventeen-year cumulative incidence of airflow limitation and lung function decline in two independent cohorts: The Japanese Red Cross Kumamoto study.	Respir Investig	63(5)	844-852	2025.9
姜英, 河井一明, 李云善, 垣内紀亮, 大和浩	加熱式タバコの喫煙者の尿中コチニン値の評価:ELISA法の有効性	日本公衆衛生雑誌	72(11)	880-885	2025.11
朝長諒, 姜英, 藤本俊樹, 山根崇弘, 本多世麗, 横谷俊孝, 大和浩	改正健康増進法の施行後に設置された屋外喫煙所の周囲の受動喫煙曝露評価	日本公衆衛生雑誌	73(1)	54-59	2026.1

その他

発表者名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年月
大和 浩	外国と日本の喫煙所、受動喫煙被害は＝その③ 韓国・ソウルの最新情報～浮き彫りになる日本の遅れ	STOP受動喫煙新聞	50	1-2	2025.4
大和 浩	健康づくりQ&A 健康経営を進めていますが、喫煙率が下げ止まりしています。どんな働きかけが有効でしょうか。	健康づくり (健康・体力づくり事業財団)	565	26	2025.5
大和 浩	外国と日本の喫煙所、受動喫煙被害は＝その④ 韓国・ソウルの最新情報(後編) 日本との相違点と共通点	STOP受動喫煙新聞	51	3	2025.7
大和 浩	外国と日本の喫煙所・受動喫煙・タバコ状況＝シリーズ⑤ スペインの規制・掲示、屋外喫煙、タバコ販売('25年)	STOP受動喫煙新聞	52	2-3	2025.10
大和 浩	違反に負ける大阪？ テーマに反し喫煙所を増設した万博、「全域禁煙」「禁煙店拡大」条例施行後の課題と効果は	STOP受動喫煙新聞	53	1-2	2026.1

機関名 産業医科大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 上田 陽一

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

2. 研究課題名 改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び

課題解決に資する研究 (23FA1005)

3. 研究者名 (所属部署・職名) 産業医科大学・産業生態科学研究所・健康開発科学研究室・教授

(氏名・フリガナ) 大和 浩 (ヤマト ヒロシ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

機関名 産業医科大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 上田 陽一

次の職員の令和7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

2. 研究課題名 改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び

課題解決に資する研究 (23FA1005)

3. 研究者名 (所属部署・職名) 産業医科大学・産業生態科学研究所・健康開発科学研究室・講師

(氏名・フリガナ) 姜 英 (キョウ エイ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2026 年 4 月 14 日

厚生労働大臣
—(国立医薬品食品衛生研究所長)— 殿
—(国立保健医療科学院長)—

機関名 産業医科大学
所属研究機関長 職 名 学 長
氏 名 堀江 正知

次の職員の（令和）7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
2. 研究課題名 改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び課題解決に資する研究
3. 研究者名 （所属部署・職名） 職業性腫瘍学・名誉教授
（氏名・フリガナ） 河井 一明・カワイ カズアキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	☒	☐	☒	産業医科大学	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	☐	☒	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 熊本大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 小川 久雄

次の職員の令和 7 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
2. 研究課題名 改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び課題解決に資する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院生命科学研究部・教授
(氏名・フリガナ) 大森 久光 (オオモリ ヒサミツ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☒ ☐	☒	熊本大学	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容：)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
—(国立医薬品食品衛生研究所長)— 殿
—(国立保健医療科学院長)—

機関名 産業医科大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 堀江 正知

次の職員の（令和）7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
2. 研究課題名 改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び課題解決に資する研究（23FA1005）
3. 研究者名 （所属部署・職名） 産業保健学部・教授

（氏名・フリガナ） 樋上 光雄（ヒノウエ ミツオ）

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
		審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	☐ ☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称： ）	☐ ☒	☐		☐

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合は委託先機関： ）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ （無の場合はその理由： ）
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ （有の場合はその内容： ）

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
—(国立医薬品食品衛生研究所長)— 殿
—(国立保健医療科学院長)—

機関名 大阪医科薬科大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 佐野 浩一

次の職員の（令和）7年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
2. 研究課題名 改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び課題解決に資する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 医学部 予防・社会医学講座 医療統計学研究室・特別職務担当教員 (教授)
- (氏名・フリガナ) 伊藤 ゆり・イトウ ユリ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	☐	☒	☐		☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐	☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐	☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	☐	☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容：)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。